

総務常任委員会要点記録

日 時： 令和6年9月11日（水）
午前10時01分～午後3時11分
場 所： 第一委員会室

出席委員 （5人）	委員長 委員 委員	小林 憲一 上 杉 ただし いじま 文彦	副委員長 委員	いちち 恭子 三 階 道雄
--------------	-----------------	----------------------------	------------	------------------

出席説明員	企画政策部長	鈴木 誠	行政サービス・アセット担当部長 （兼）総務部参事	松 田 隆 行
	健康まちづくり担当部長	堀 仁 美	協創推進室長	田 島 元
	健康まちづくり担当課長事務取扱		協創推進室次長事務取扱	
	行政管理課長 （兼）DX推進担当課長	大 島 亮 弥	資産活用担当課長	萩 野 健太郎
	情報政策課長	竹 田 昂 士		
	総 務 部 長	藤 浪 裕 永	文書法制課長	薄 井 誠 嗣
	市民経済部長	磯 貝 浩 二	市 民 課 長	松 下 恵 二
	経済観光課長	麻 生 孝 之	商業・観光担当課長	加 藤 大 輔
	都市計画課長	松 本 一 宏		

案 件

件 名		審 査 結 果
1	6 陳情第 1 号 対外的情報省の設立と横田基地等の見直しを求める意見書の提出に関する陳情	不採択すべきもの
2	第 8 3 号議案 多摩市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用に関する条例の一部を改正する条例の制定について	可決すべきもの
3	所管事務調査 市民生活と市の業務に関する D X について	了承・継続調査
4	行政視察について	了承
5	特定事件継続調査の申し出について	了承

協 議 会

件 名		担 当 課 名
1	「多摩市健幸ポイント」の試行実施について	企画課
2	第 9 次行革計画 「多摩市持続可能な市政運営のための取り組み(令和 2 ～ 5 年度)」における総括について	行政管理課
3	「公共施設の使用料設定にあたっての基本方針」の見直しに向けた検討と審議会開催について	行政管理課
4	書かない窓口・おくやみコーナー導入に向けた検討状況について	行政管理課 情報政策課 市民課
5	多摩市行政財産の使用及び使用料に関する条例の改正予定について	行政管理課
6	公共施設に関する意見交換会の結果報告と今後のスケジュールについて	行政管理課 協創推進室 児童青少年課 高齢支援課 図書館
7	生成 A I の試行導入について	情報政策課
8	「協創」推進の取り組みについて	協創推進室
9	刑法等一部改正法等の施行に伴う条例改正について	文書法制課

10	戸籍に振り仮名を記録するための対応について	市民課
11	(仮称) 多摩市産業振興マスタープランの策定に係る部会開催状況及び今後のスケジュール等について	経済観光課
12	多摩センターわくわくプロジェクト進捗報告	商業・観光担当 都市計画課 道路交通課 公園緑地課
13	(仮称) 多摩市観光まちづくり基本方針の策定期限の延期について	商業・観光担当
14	「多摩市食プロジェクト」進捗状況について	商業・観光担当
15	ロケーション撮影に係る使用料の免除について	商業・観光担当

午前10時01分開議

○小林委員長 ただいまの出席委員は5名である。定足数に達しているので、これより総務常任委員会を開会する。

○小林委員長 本日配付された委員会及び協議会の資料は行政資料室に所蔵している。

それでは、これより審査に入る。本日の審査はお手元に配付した審査案件の順序に沿って進めさせていただく。

日程第1、6陳情第1号対外的情報省の設立と横田基地等の見直しを求める意見書の提出に関する陳情を議題とする。

本件は、国は世界の情勢を鑑み、対外的情報省を設立し、その過程で日米安全保障条約を再検討し、横田基地を含む都内の米軍基地7か所の基地を見直しの対象とすることを求める意見書を市議会から国へ提出するよう求めるものである。

陳情内容への賛否、また議会としての意見書提出の賛否について委員間の意見交換を行いたいと思う。これにご異議ないか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○小林委員長 ご異議なしと認める。

それでは、これより意見交換を行う。ご意見はあるか。

○上杉委員 この6陳情第1号対外的情報省の設立と横田基地等の見直しを求める意見書の提出に関する陳情についてであるが、まずこの陳情書文面の末尾にある日米安全保障条約の再検討、それから横田基地を含む都内米軍施設7か所の基地を見直しという文章があるが、その再検討と見直しが具体的にどういうことを意味するのかが非常に曖昧で判然としないわけであるが、私たち日本共産党としては、これまでも何度も申し上げているが、日米安全保障条約とそれに基づく在日米軍基地については賛成できないという立場を示しておきたいと思う。

○いぢち委員 まず、この陳情の中で最初に触れられている対外的情報省というのはどういった内容のものであるかわからない、そして、この理由のところでは戦争云々と書かれているが、このことが理由というのも内容的にわかるようでありづらいというのが会派としての把握である。また、ネット・社民の会としても、日米安全保障条約の見直し、在日米軍基地問題は今のままでいいとは思っており、様々な検討や修正あるいは廃止といったいろいろなことを考えていくべきと思っているが、そのために対外的情報省がどのように必要なのかも全くわからない。このまま

の形で採択は難しいと考えている。

○小林委員長 ほかにご意見はあるか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○小林委員長 ご意見なしと認める。これをもって意見交換を終了する。

これより討論に入る。意見・討論はあるか。

○上杉委員 6陳情第1号対外的情報省の設立と横田基地等の見直しを求める意見書提出に関する陳情について、日本共産党を代表して討論をさせていただく。

まず陳情書文面の末尾にある日米安全保障条約の再検討と横田基地を含む都内米軍施設7か所の基地の見直しをということであるが、その再検討と見直しが具体的に何を意味するのか、この文面では判然としない。そのことを前提にして、日米安全保障条約(以下、「日米安保条約」と略す)とそれに基づく在日米軍基地について私の見解を述べる。

私は、戦争の惨禍を招かないためには戦争の根源となるアメリカと日本との2国間の軍事同盟である日米安保条約は全て破棄し、同条約に基づく在日米軍基地はその全てを撤去すべきであると考えている。その上で、日米安保条約を容認する立場の勢力の人々とも共同して今進められている同条約に基づいた日本の軍事費膨張と軍備拡大、在日米軍基地の再編強化、2015年の安保法制具体化、さらに今年から具体化されようとしている自衛隊と米軍の統合一体化には共同して歯止めをかけなければならないと決意している。日米安保条約のような軍事同盟に基づいて戦争の準備を進めることは、古今東西の経験によっても明らかのように、ますます戦争に近づいていくだけである。では日本と日本国民及び住民の安全はどのようにして守っていくべきなのだろうか。それは周辺国と共同で、どんなに国と国同士でもめごとがあつたとしても絶対に戦争にはしないという取り決めを結ぶ以外にない。すなわち、国と国同士で平和の枠組みをつくることである。そしてそれは絵空事ではない。今東南アジアでは、東南アジア諸国連合ASEANが東南アジア区域でその仕組みをつくり、40年にも及ぶ実績をつくり、さらにそれを我が国周辺の北東アジアを含む全アジアに広げようとしている。その構想そのものについては、日本政府もアメリカ政府も中国政府も賛成している。この全アジアでの平和の枠組みづくりに努力を尽くすことが恒久平和をつくり出すことであり、日本国民の宝でもある憲法第9条の理念にもかなうことである。そのことを行っていく過程、また延長線上に、軍事同盟である安保条約廃棄と在日米軍基地の撤去が実現されていくことになる。同条

約第10条の中には、いずれの締約国も他方の締約国に対しこの条約を終了させる意思を通告することができ、その場合にはこの条約はそのような通告が行われた後1年で終了すると規定されており、主権者である日本国民がそのことを求め、それに基づいて国会がこれを承認し、政府が通告すれば同条約は破棄され、在日米軍基地も撤去されることになる。これらのことを行っていく過程で、陳情書にあるような対外的情報省の設立等は不要であると考え、よって本陳情は不採択にすべきものと判断する。

○いちち委員 6陳情第1号対外的情報省の設立と横田基地等の見直しを求める意見書の提出に関する陳情について、ネット・社民の会を代表して、不採択の立場での意見討論をする。

今回の陳情に登場する対外的情報省といった省庁がどのような目的、どのような内容のものであるのか、この陳情の記述からはほとんど読み取ることができない。また、この対外的情報省の設立と日米安全保障条約あるいは在日米軍基地問題がどのように関連するかも不明の状態での陳情となっている。

ネット・社民の会としては日米安全保障条約の内容、また在日米軍基地の状況について、現状のままでよいという認識ではないが、本陳情の内容は非常に不明瞭で曖昧なものが非常に多いため、私たちネット・社民の会としては不採択とすべきものという立場で意見・討論をさせていただく。

○三階委員 6陳情第1号 対外的情報省の設立と横田基地等の見直しを求める意見書の提出に関する陳情についてである。先ほどの日本共産党とは安全保障の部分について見解は違うが、この対外的情報省の設立の必要性、また横田基地等の見直しの内容については具体性があまりにもないということで、この陳情に対しては不採択としたいと思う。

○小林委員長 ほかに意見・討論はあるか。
(「なし」と呼ぶ者あり)

○小林委員長 意見・討論なしと認める。これをもって討論を終了する。

ただいまご意見を伺ったところ、不採択すべきものという意見が3名である。よって、これより6陳情第1号 対外的情報省の設立と横田基地等の見直しを求める意見書の提出に関する陳情を挙手により採決する。本件は採択すべきものとするに賛成の諸君の挙手を求める。

(賛成者挙手)

○小林委員長 挙手なしである。よって、本件は不採択す

べきものと決した。

日程第2、第83号議案多摩市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とする。

これより市側の説明を求める。

○松田行政サービス・アセット担当部長 それでは、第83号議案についてご説明申し上げます。

本件に関して、地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律及び子ども・子育て支援法等の一部を改正する法律が本年6月に公布された。これらの改正に伴い、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の一部が改正された。本案は、この法律改正に伴い、多摩市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用に関する条例中の対応する部分を改正するものである。

詳細については担当課長より説明をする。

○大島DX推進担当課長 それでは、第83号議案多摩市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用に関する条例の一部を改正する条例の制定についてご説明申し上げます。資料は、サイドブックの本会議のほうの令和6年第3回定例会の市長提出議案中に一部改正条例新旧対照表があるので、こちらをご覧願う。ページは三、四ページのところになる。

先ほど行政サービス・アセット担当部長からご説明申し上げたとおりではあるが、地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律いわゆる地方分権一括法と子ども・子育て支援法等の一部を改正する法律が本年6月に公布された。これに伴い母子保健法の一部も改正され、里帰り出産等における情報連携を可能とするため、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律、いわゆる番号法の一部が改正された。これまで里帰り先と住所地の市町村との情報共有の仕組みが整備されていなかったところを、オンライン上での情報共有ができるように改めるものとなる。このことに伴い、本市の条例、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用に関する条例中の文言を修正するものとなる。

具体的には、別表5に「産後ケア事業の実施」を加える改正を行う。併せて、児童手当の特例給付については廃止とされていることから、文言を削除するものである。

本改正については、令和6年多摩市議会第2回定例会中の6月12日に成立し、同19日に公布された法改正への対応となるので、事前の情報提供ができずに急遽の形となって

いることをご了承願う。説明は以上となる。よろしくご審査の上ご承認を賜うようお願い申し上げます。

○小林委員長 市側の説明は終わった。

これより質疑に入る。質疑はあるか。

○上杉委員 先ほどご説明いただいた中に特例給付のことについてあったが、特例給付の中身について少し教えていただけないだろうか。

○大島DX推進担当課長 特例給付については、児童手当にこれまで所得制限が設けられており所得制限を超える方については特例給付の対象になっていたところ、児童手当のほうが変わって所得制限がなくなるという改正が行われている。

○小林委員長 ほかに質疑はあるか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○小林委員長 質疑なしと認める。これをもって質疑を終了する。

これより討論に入る。意見・討論はあるか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○小林委員長 意見・討論なしと認める。これをもって討論を終了する。

これより第83号議案多摩市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを挙手により採決する。本案は可決すべきものとするに賛成の諸君の挙手を求める。

(賛成者挙手)

○小林委員長 挙手全員である。よって本案は可決すべきものと決した。

日程第3、所管事務調査、市民生活と市の業務に関するDXについてを議題とする。

本件は継続案件である。

本件については、令和5年12月12日に所管事務調査に位置づけてから各種調査研究を行い、今後委員会として市へ提案をする上でさらに知見を深めることが必要なことから、7月に先進市である横須賀市と東京都区市町村のDX推進のために設立された一般財団法人GovTech東京を視察した。

横須賀市では、介護認定にタブレットを利用することで訪問調査結果を一部自動生成することができ、事務処理の省力化を実現、相談業務ではAI相談パートナーを導入したことで相談における情報を蓄積して次の相談に生かすことができるようになったとのことだった。

GovTech東京では、都内各自治体が抱える課題解決に向け、伴走型の技術サポートを実施するほか、自治体

間で共通で利用できるシステムやツールなどを共同して調達・開発をしたり、デジタル教育を通じた人材育成をサポートするなど、様々な角度から市町村と連携した取り組みを行っているということだった。

ここまでこのように進めてきたが、今後も引き続き自治体におけるDXについて理解を深め、市民サービス向上及び事務の効率化の視点で調査研究を進め、本委員会として提案できるよう協議していきたいと思う。このことについてご異議ないか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○小林委員長 ご異議なしと認める。では、そのようにさせていただきます。

最後に、議会運営委員会です管事務調査については毎定例会で進捗状況を報告することが確認されているので、今定例会最終日に報告をする。報告の内容については委員長にご一任いただきたいと思うが、これにご異議ないか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○小林委員長 ご異議なしと認める。では、そのようにさせていただきます。

また、本所管事務調査については閉会中の継続調査の申出をいたしたいと思う。これにご異議ないか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○小林委員長 ご異議なしと認める。閉会中の継続調査を申し出ることとする。

次に、日程第4、行政視察についてを議題とする。

本委員会の所管事務行政に資するため、委員会として先進地の視察を行いたいと思う。6月の勉強会では、視察を実施すること及び視察先や日程等について意見交換を行った。その後の調整の結果、10月に愛知県豊橋市及び愛知県西尾市へ行政視察に伺うこととした。よって、委員の派遣について議長に申し出をしたいと思う。これにご異議ないか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○小林委員長 ご異議なしと認める。

それでは、お手元に配付した委員派遣承認要求書(案)のとおり、委員の派遣については、日程は10月24日から10月25日までの2日間、場所は、10月24日が愛知県豊橋市、10月25日が愛知県西尾市である。内容は、豊橋市が、豊橋市ドローン飛行隊「RED GOBLINS」について、西尾市がLINEを活用した行政サービスのデジタル化についてである。経費は約25万円である。以上の内容で実施することにご異議ないか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○**小林委員長** ご異議なしと認める。では、この内容で実施することに決定した。

日程第5、特定事件継続調査の申し出についてを議題とする。

本件は、別紙のとおり申し出ることにしたいと思う。これにご異議ないか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○**小林委員長** ご異議なしと認める。では、そのようにさせていただきます。

この際暫時休憩する。

午前10時23分休憩

(協 議 会)

午前10時24分開議

○**小林委員長** ここで協議会に切り替える。

それでは、協議会事項1、「多摩市健幸ポイント」の試行実施についてを議題とする。

市側の説明を求める。

○**堀健幸まちづくり担当部長** それでは、協議事項1、「多摩市健幸ポイント」の試行実施についてのご説明をさせていただければと思う。資料については2点あるが、まず文章の資料をご覧くださいければと思う。

今回の「健幸ポイント」の試行実施の目的としては、いわゆる健康無関心層への働きかけが課題となっている中で、この層をメインターゲットとして、新たにデジタル技術を活用しながら健康診断の受診や地域に出かけるなど、健幸を意識した行動を促していく取り組みを試行的に実施して、今後の展開につなげることとしている。

具体的な実施概要についてであるが、10月にa u ウェルネスアプリを利用し「多摩市健幸チャレンジ」を実施する。また、11月には京王アプリを利用した「多摩市健幸スタンプラリー」を実施する。いずれも参加対象者については多摩市民ということで在住・在勤・在学の方を対象とする。いずれも条件の満たした方については基本的に同じ構造になっており、まず1つ目としては、対象となる市内の公共施設に出かけていただくことを目的として、例えば健幸Spot、コミュニティセンター、図書館、公園など身近にある市内の公共施設に出かけていただき、そこに二次元コードを設置するので、こちらを参加者がアプリを利用して読み込むことでチャレンジクリアもしくはスタンプが得られる形となっている。また、対象となる市内イベントということで、例えば10月だと多摩ランタンフェスティバル、TAMATAMA FES

TIVAL、11月になると多摩さわやかウォーキングなど市内の各種イベントを対象としているので、こちらに出かけていただき、そちらの会場に二次元コードを同様に設置し、参加者がアプリで利用し読み込むことでチャレンジクリアもしくはスタンプの取得ができる形としている。

また、今回必須の項目としては、チャレンジまたはスタンプラリーの期間中に行うアンケートの中で、令和5年4月以降に受診した健診または人間ドックについて必要事項を入力し登録していただくことを必須条件とさせていただいている。

いずれも4から6の事項をクリアしていただくと自動応募という形になり、抽選でa u ウェルネスのほうで最大で500名様、京王アプリのほうで最大で1,000名様にそれぞれ400円相当のa u P A Y残高と京王ポイントのプレゼントをする形をしたいと思っている。

また、チラシの資料の裏面をご覧くださいければと思うが、こちらも既に市内に配布を始めているところではあるが、こちらにそれぞれ利用できるa u ウェルネスのアプリと京王アプリのQRコード、二次元コードを設置しており、こちらからそれぞれ登録が可能となっている。a u ウェルネスも京王アプリもいずれも無料で利用可能となっていることと、あと、それぞれポイントをもらうに当たっては、a u ウェルネスにおいては登録の際にa u I Dが必要となるので、そちらを登録いただくことになる。また、京王アプリさんのほうでは、デジタル会員登録の登録、京王パスポートをもしかしたらプラスチックで持っておられたりデジタルで持っておられる方等いろいろあるかと思うが、こちらをウェブで連携させてデジタル会員登録を登録するとポイントの対象となるので、そちらの準備については今から準備可能となっている。

ただ、それぞれ10月、11月に開始となるので、対象のチャレンジ、スタンプラリーについては10月1日、11月1日にそれぞれアプリのほうでスタートする形となっている。

○**小林委員長** 市側の説明は終わった。質疑はあるか。

いちち委員。

○**いちち委員** 健幸まちづくりの取り組みとして随分お考えになったと思うが、1点疑問に思うのが、健診を受けることがエントリーの必須条件となっているが、その健診内容を入力する際に、少し疑り過ぎではあるが全く架空の受けていない健診をさも受けたかのように、言ってみれば不正に入力してエントリーすることが可能な

仕様になっているのかどうか確認したいと思う。

○堀健幸まちづくり担当部長 理論上は架空の受診記録というか受診した事実について登録をしようと思えばできてしまうということは正直否めないところではある。ただ、そこも理由があり、健診の詳細な情報というのは個人情報に該当してくるので、要は個人の健康のデータなどになってくるので、どこまで深くこの段階でお伺いできるのかというところが一つハードルとしてある。他方で、そういったことを防ぐために、固有の事項として具体的には受診日時、これは日付までである。あと受診した健診機関の種別として、例えば学校、職場、病院、健康センターなどそういうところで受診したかどうか、また所属の健康保険者の種別ということで、健保組合や協会けんぽ、国民健康保険などといったもの、あとは性別、年代などを登録していただくということで、なるべく個人情報の壁をぎりぎりのところまで聞けるように設問を設定するという事で考えている。

○いぢち委員 正直不正の可能性はあるが、そのことを見越してでも健康に関する市民の皆さんの安心を高めたといったような形での取り組みと理解してよろしいか。

○堀健幸まちづくり担当部長 ご指摘のとおりである。今回試行的な実施ということで、健幸まちづくりに新たにデジタルを使った取り組みという形でやらせていただくところであり、特に健康診断というのは通常会社におられれば自然と案内が来て受けられる方も多いかと思うが、他方で例えば会社にお勤めの方の方の奥様、あとは国民健康保険の場合はご自身で登録して受診機関に向かわないといけない、会社でまとめて受診というようなことではなくご自身で健診のところに行って受診しないといけないというようなハードルがあり、実際に受診率がなかなか上がってこないということもある。こういった問いをまずはさせていただくことで、今年年代と所属の保険者、あと性別などもお伺いすることにしているが、こういった方々が健診に実際に向かわれているかということや手をかりとしてお伺いできればと思っているところがある。健診データは一元的に保険者がそれぞれ持つものである、自治体が国民健康保険、後期高齢者医療広域連合の保険に所属する方々以外の働いている方々のデータというのはなかなか知るきっかけがないので、少なくともこういう形であっても皆様の全体の関心をぜひ高めたいということと、こちらとしても得たものを今後の取り組みに生かすということでやっていきたいと思っている。

○いぢち委員 この結果は本当に重要というか期待するところであるので、終了の暁に何らかのデータとして私たちのほうにまたフィードバックしていただけるということで、結果を待っている。

○小林委員長 ほかに質疑はあるか。
三階委員。

○三階委員 健幸ポイントということで、我々としてもやり方云々はあるにしろいろいろトライしてみたらどうかというようなことを提案してきたが、実際にトライしていただけることが決まってすばらしいと思う。実際こういうのを見ると、参加の応募条件ということでいろいろあり、少しハードルが高いのではないかとポイント的に400ポイントだと実際お得感はどうなのか、そこら辺でこれによって相当参加されるのかと少し疑問に思っていたが、その点はどう思っているのかお伺いしたい。

○堀健幸まちづくり担当部長 少しハードルが高いという意味合いについては、2点程度そのハードルがあるかと思う。一つは、こういうアプリを登録して開始する、スマホを使って取り組むということのハードル、どの世代においても実施可能かということがあるかと思う。もう一つは、多摩市内にいろいろ出かけていただいてこの項目をクリアしていただくという部分かと思う。

まず1点目については、こういったデジタル技術を取り入れた健幸ポイントの取り組みというのは全国の様々な自治体で実施されているが、実は一律に決まった方法というのが現状ないという状況である。それぞれの自治体がそれぞれの自治体の市民の皆様が参加しやすい形を工夫して何とかチャレンジしているような状況にあり、今回このスマホを利用することについても、実際本格実施する前にもしかしたら年代や人によってハードルがあるかもしれないということも含めてご意見を賜りたいということで、今後そのデジタルの取り組みを健幸まちづくりにどのくらい取り込んでいけるか、取り組むにしても今回の結果を踏まえて例えば働く世代であればこういったものが適しているのかそういった世代に特化してこういったものを使うといったことも検討していきたいと思っている。したがって、実際使っていただいて難しかった点や良かった点をアンケートなどでご意見を賜りたいということで、そこのハードルも含めてお伺いしたいと思っている。

2点目の市内のイベントや対象施設への参加であるが、いずれもおおよそ週末に出かけて1つクリアし、プラスあと健康診断の登録ができればクリアできるぐらいの数

に設定するべく業者と調整をしており、何とか週に1回近くの図書館に出かけていただくイベントなどに行っていただけないかというところでハードルを設定している。

最後の金額についてであるが、今回 a u ウエルネスさんと京王アプリさんはそれぞれオリジナルでやっておられる事業もあるので、そういったときの参加者やそのときのインセンティブの金額などいろいろご相談させていただいたところ、200円でも参加者がそれなりに多いと伺った次第である。そういった中でさらに市のイベントということで、例えばこれだけ健康に関することを頑張ったのでそのご褒美として例えばコーヒー1杯買えるという、かつ予算の範囲内で多くの方々にチャレンジいただきたいということで今回この400円という値段に設定させていただいているところである。

○三階委員 いろいろ状況等はわかった。ただ、私としては、例えば今登録をワンクリックで行えるようなアプリが多いので、ここまで入れるとなると、そこまで入れるまでに嫌になってしまうということで少しハードルが高いかと思う。

それで今回チャレンジすることはよいのであるが、これによって例えば今試行実施であり本格実施ではない、要するに試験状態であるが、これでもしつまずいて、あまりよくない、意味ないということになったら今度やめてしまうのか、それとも形を変えて健幸ポイント等を続けていくのかという部分について伺いたいと思う。

○堀健幸まちづくり担当部長 今回の結果を踏まえて、もし結果として不調に終わった場合であるが、何が不調の原因だったかをよく分析をした上で、次年度以降また形を変えるなり、やり方を変えるなりして取り組んでいければと考えている。

○三階委員 一つの取っかかりになると思うので、ここでつまずいてやめるのではなく、本当にまたよい形で本格実施していただければと思っている。その点を要望して終わる。

○小林委員長 ほかに質疑はあるか。
(「なし」と呼ぶ者あり)

○小林委員長 質疑なしと認める。本件についてはこれで終わる。

次に、協議会事項2、第9次行革計画「多摩市持続可能な市政運営のための取組み（令和2～5年度）」における総括についてを議題とする。

これより市側の説明を求める。

○大島行政管理課長 それでは、「多摩市持続可能な市政運営のための取組み」における総括についてということで、こちらは第9次の行革計画の取組みになる。行革計画の取組みについては、令和2～5年度の4年間で第9次の計画といったところであるので、その総括をここでご報告させていただくものである。例年だと単年度ごとの成果を少しお話しさせていただいているが、今回は4年まとめてお話をさせていただければと思っている。

資料は2つあるが、今回は上のほうの資料、もう一つのほうは一覧表になっているが、真ん中に「総括」と書いてある資料をご覧ください。

ページをめくって2ページ目は「はじめに」ということでご挨拶のところになるので、ご説明は割愛する。

3ページ目である。こちらについては、第9次の行革計画の取組みの達成目標と財政健全性の指標ということで、当初計画を立てたときにこういった目標を立てていた、また確認する指標として財政指標を設けていたといったことの確認である。

計画の達成目標としては、各年度の取組みを「達成」、「未達成だが着手」、「未着手」という3段階に分けて評価した上で、達成が8割を超えるようにという目標を定めていた。また、財政指標としては、これは目標を目指すのであるが、毎年確認をして健全性が保たれているかどうか確認するための指標ということで、財政調整基金30億円以上、起債額であれば4年間で140億円以内、また経常収支比率は予算時95%以下、決算時91%以下を健全性が持たれている一つの指標として設定させていただいたところである。

その結果が次のページ以降である。達成率のところであるが、各年度の達成率をこちらに書かせていただいている。全体で74項目がこの第9次の行革計画には載っている。こちらの74項目の取組みがあったところであるが、年度ごとにその年度に取組みがあるものとなないものがあるので、下の表では実施項目数が年度によってばらばらである。また、年度によって追加や取組みの廃止といったこともこの計画の中ではしてきたところで、令和5年度については65項目の取組みがあった。こちらについては、達成したものが56項目、達成できなかったが着手はしたものが9項目で、達成率は86.2%。令和2年度から4年間やってきたが、各年度8割という達成目標は、数字上は達成できているところである。

続いて、5ページ、年度別の達成率と財政指標である。

こちらについては、先ほど申し上げた内容を少し文言で書かせていただいているところである。

続いて、6 ページ目、財政指標についてである。財政指標としては先ほど言った3 つがあるが、経常収支比率については毎年度予算時の時点では95%以下という目標がなかなか達成できなかった。予算時点では財政的に少し硬直化が進んでいるといった状況である。決算時には執行の工夫等、またその年度に交付金が出たりしたこともあり、何とか91%以下という目標は達成できてきたところである。

また、財政調整基金については、計画的に決算額、剰余金等も積んでといったところで、目安としての30億円以上を超える数値を残してきたところである。

また、起債額についても、当初4年間で140億円以内とされていたが、一部施設が先送りになったものもあるので、期間中85.4億円ということで、起債額については予定どおりである。

次に、7 ページは、今申し上げたようなところを少しグラフと言葉で表しているところである。

8 ページ目からは、各取り組み項目の状況について、先ほど80%を超えるような目標だったということであるが、行革計画の中で3つの柱を設けてそれぞれに取り組み項目を設けているので、それぞれの柱ごとの達成状況がどうだったのかを少し確認させていただいているところである。柱としては行財政運営手法の転換、都市基盤を含む公共施設等のマネジメント、内部改革の推進の3つの柱を立てているが、こちらについてはおおむね項目数に対して達成率が8割を超えているといった状況である。また、それらの柱にはよらないが、行革に資する取り組みとなるものとしてその他という項目があるが、こちらについては14項目のうち10項目達成ということで71.4%、8割には少し満たなかったところである。

9 ページ目以降については、それぞれの柱でどういった取り組みがあり、その成果がどうだったのかを少し言葉で書かせていただいている。細かい内容になるので、後ほどこちらの内容と、もう一つの資料の「取組項目達成状況一覧」をご確認いただければと思う。10・11・12 ページとそういった内容が続く。

最後のページは、「さいごに」ということで、引き続き行革計画は、第9次は終わったが、持続可能な行財政運営を進めていくためにということで今年度第10次の行革計画を立てながら、第9次の行革計画の積み残しのようなものに引き続き取り組みながらこれからの行財政運

営に努めていくといったことで書かせていただいている。

○小林委員長 市側の説明は終わった。質疑はあるか。

いちち委員。

○いちち委員 6 ページ目から7 ページ目、経常収支比率のところで、予算編成時のときはこのところ4 かなかなか目標を達成することができなかったということで、こちらに分析も載っている。新型コロナウイルス感染症による市税等の減収や物価高騰等の理由が掲げられているが、市側の分析としては、この予算編成時に経常収支比率で見ると硬直した財政になってしまっているというのは、外部要因が多いとお考えなのか、それとも多摩市の中で何らか解決し得ることがあり、それを今後にどう生かしていこうとしているのか、そういったような分析がもしあれば伺いたいと思う。

○大島行政管理課長 細かなところは財政課に伺わないとわからないところもあるが、予算時の指標ということでなかなか立てづらい、結局予算を立ててみないとその経常収支比率が何%だったのかが出てこない。あと市税収入を先ほどここにも書かせていただいているが、少し堅めに見込んでいたが実際には上ぶれた状況もある中で、予算時に95%以下に抑えられるとよいが、そこは立ててみないとわからないといったところもあり、なかなか達成するのが難しいかと思っている。いろいろな状況があり、社会保障経費などは年々積み上がっていくということで予算は立っているが、実際執行の中で抑えられてきて決算時には何とか収まるといった形になっているので、目標というか指標として確認しようとして立てているのだから達成したいところではあるが、そういう難しいところもあると伺っている。

○いちち委員 予算を立てる際には経常収支比率を最後まで見通すのはなかなか難しいという事情は理解できる。また、個人的にも本当にこの数年の様々な社会情勢、自然環境を含め変化の大きさを考えると、そうした中で結果として多摩市がこれだけ黒字経営を続けてきているのは非常な努力であるということで一定の評価をしている。ただ、本当にこの先行きが見えにくいという状況はこれからも続くので、そこところは皆さんの手腕によるところが大きいと思うので、よろしくお願いします。

○小林委員長 ほかに質疑はあるか。

上杉委員。

○上杉委員 起債額のところについてお聞きしたいと思う。今85.4億円にまでふえているが、返済の計画はどのようなになっているのか。

○大島行政管理課長 細かいことは私のほうで把握していないところもあるが、これは期間中の起債額で、毎年度普通建設事業があれば大体そこに起債を充てていくが、それぞれこの建物について借りたお金については10年で償還しよう、15年で償還しようというような借りたときの定めがあるので、それに従ってそれぞれ計画的に償還していく。また、繰上償還することでトータルのコストが抑えられるのであればそういったことにも取り組みながらやっており、多摩市については、起債額の償還、公債費についてかなり健全な状況を保っている。

○上杉委員 ここにも書いてあるが、今後小学校の建て直し、市役所の建て直し等いろいろ予定されているが、そういった建物の建て直しが行われてもこの140億円は超えないという目標を持たれているのか伺います。

○大島行政管理課長 この140億円については、第9次の行革計画で令和2年度から令和5年度の間に予定している普通建設事業に対して充てていく予定となっている。今言われたようにこれから先かなり高額で、本庁舎をはじめ100億円を超えるような、本庁舎は174億円と今お示しさせていただいているが、そこに起債を充てようとするとそれだけで何十億円というお金になってくる。したがって、そのときそのときに必要な額を記載しながらそれを平準化というか借りる年度や返し方も含めて後年度に負担を残さないようにしつつも、一時期にお金を負担するとそのときの市民が負担することになるので、将来にわたって使い続ける施設について負担の分担、平準化をするための起債であるので、そういったところで、そのときそのときで起債額の目標を定めてやっていく。したがって、今後も140億円というわけではなく、今第10次の行革計画ではこの起債額という指標を設けなかったが、それとは別に財政の見通しを毎年立てているので、そういった中で今後の起債の見通しを立てながら健全な財政を保てるような数値を目標として取り組んでいるところである。

○小林委員長 ほかに質疑はあるか。
三階委員。

○三階委員 いろいろ計画というか取り組みについてまとめているが、まさにこの期間がちょうどコロナ禍の真っ最中ということで、コロナ禍の影響という部分について、寸評でもよいが、行財政はまさにこのような状況だったという部分について伺いたいと思う。

○大島行政管理課長 財政的なところでいろいろ負担がふえた部分については国が交付金を出してくれていろい

ろな給付金があったりして財政的にはそれほど大きな負担ではなかったのかもしれないが、職員の負担はかなり大きかったと思う。いろいろ今までにない対応をしなければいけなかった部分があるので、そういう負担は大きかった。一方で、非接触というところもあったのでデジタル化がかなり大きく進んだかと思う。多摩市議会はかなり進んでいてiPad等が入れられていたが、我々の会議でもなるべく資料をなくそう、遠隔でも会議ができるようにしようという工夫なども進み、デジタル化には寄与したし、そういう意識も高まってきた。そういった意味では、良かったとは言えないかもしれないが、そういう効果もあったかと考えているところである。

○三階委員 今後コロナ禍を終えて、これを生かしたほうがよいのではないか。そこら辺の部分で市政運営等についてどう感じているのかをお伺いしたいと思う。

○大島行政管理課長 ただいま申し上げたとおりオンライン化やデジタル化は一層進めていく必要がある。ただ、それに対応が難しい方を取り残さないようにしていくことが重要であるというのが一つある。また、コロナ禍で少し衰えてきたというか、なかなか集まらなかったことによって疎遠になってしまったところで、市民の力といったところが少し落ちているような印象を持っている。そういったところでは、今後協創を進めていくという中でもあるので、再度市民の方が集まって一緒に何かやっていく、市民力を高めていくような工夫が必要かと感じているところである。

○小林委員長 ほかに質疑はあるか。
(「なし」と呼ぶ者あり)

○小林委員長 質疑なしと認める。本件についてはこれで終わる。

次に、協議会事項3、「公共施設の使用料設定にあたっての基本方針」の見直しに向けた検討と審議会開催について、市側の説明を求める。

○大島行政管理課長 続いて、「公共施設の使用料設定にあたっての基本方針の見直し」に向けた検討と審議会の開催についてということでご説明させていただく。

資料をおめくりいただくと、これまで多摩市の使用料については、平成17年3月に使用料の基本方針を策定し、そちらに基づいて基本的な使用料を設定してきたところである。基本方針については6年ごとに見直しを行う、それに基づいて策定する使用料については3年ごとに見直しを行うというルールで進めてきたところである。また、6年ごと、3年ごとというのはなかなか頻繁である

ということで、平成29年5月からは8年ごとに基本方針を改め、それに基づく使用料については4年ごとに改めているところである。

基本方針をなぜ定めたのかであるが、それまでの過去は使用料を施設ごとにばらばらの考え方で定めていたところもあったし、また無料の施設、有料の施設がばらばらであるといったところもあった。こういうところを一定市の方針として定めるということから、平成17年から利用していただく方に一定程度利用料を負担していただいている利用していない方の負担もあることを意識していただくといった取り組みの中で進めてきたところである。

今回令和6年4月が基本方針の改定に当たる年であったが、コロナ禍もあり、使用料の改定、基本方針の改定を少し見送ってきたというところがあった。昨年5月に新型コロナウイルス感染症も5類となり、今もはやっていることはやっているのだと思うが、日常的なところは少し戻ってきたのかというところで、改めて公共施設の使用料設定にあたっての基本方針の見直しを進め、使用料も算定の見直しを進めていこうと考えている。

3ページ目は、使用料の対象施設で、今現在使用料をいただいている施設の一覧である。

続いて4ページ目については、当初は先ほど申し上げたように4年ごとの使用料改定で、本来だと令和6年4月からの使用料改定が予定されており、その2年度前の令和4年度には使用料の改定作業に入ることが予定されていたところであるが、コロナ禍によって施設の利用状況や施設に係る経費も今までと違う状況があった中で、それに基づいて使用料を算定すると正しい使用料にはならないのではないかということで使用料の改定を見送ったことをここに書かせていただいている。

5ページ目に、その際には使用料をいつ見直すのか議論した結果として、使用料の改定は令和8年4月を目指す、基本方針をその間に改定することになるので令和6年5月に基本方針を改定しようと、令和4年度に議論したときには考えていた。ただ、令和4年度のときにはまだコロナ禍が収まっておらず、先ほど申し上げたとおり令和5年5月にコロナ禍が一旦終息したのでそれ以降に基本方針の改定に着手し、昨年の下半期から今年上半年にかけて内部で少し検討を進めてきて、一定程度考え方をまとめたところである。

6ページ目は、現在の基本方針の課題を少し書かせていただいているところである。令和4年度に庁内で議論した際の、こういったところが少し課題であるというこ

とを書いている。コロナ禍で先ほど来申し上げているが施設が閉館をしたり開館時間を短縮したり人数制限などを行っている中で、それを使用料に算定しているのか、基本ルールはそういうものを想定していなかったのか、そういうものを考慮に入れた基本方針にする必要があるのではないかとということである。また、現在のルールでは施設側が利用率を上げようとしてもしなくても、一定程度利用時間とその利用の時間数、こま数のようなところで割り返して自動的に使用料が出てしまうが、それでいいのかどうか、結局利用が減ることが使用料に反映されたり、利用のこま数が一定程度であれば施設の料金が上がれば自動的に使用料が上がっていつてしまうが、そういうのでいいのかも考えていく必要がある。また、使用料を実際に算定して、その施設ごとにこの施設は100%使用料で賄う施設、この施設については公共性が高く市民に負担をしていただく額はなるべく減らしたいので75%、50%、25%ということで施設の負担率を定めているが、実際に使用料でどのぐらい賄えているのかを見ると、25%や50%と定めているところでも実際には使用料で10%ぐらいしか賄えていないような施設もある。それが一概に悪いということではないと思うが、そういう状況も知っていただいた上で、使用料は一定程度そういう施設を維持していくのに必要なものなのだということを市民の皆さんにも理解いただきたいということで、そういうものを示すような仕組みも必要なのではないかとあったところである。また、基本ルールに基づいた算定をするには、各施設所管も4年ごとにかかなり大きな負担があったり、4年ごとにやることによって担当者が替わってしまっただうやって計算したのかがわからなくなるといったこともあるので、なるべく簡素でわかりやすい仕組みに変える必要があるのではないかとということが課題として挙げられたところである。そういったところを踏まえて今回基本方針の改定見直し作業に入っていくということで、基本使用料等審議会をこの下半期に開かせていただこうと考えている。

7ページ目、一番下の赤いところ書いているが、今年度中に審議会を開催し、来年に基本方針の改定を予定しているところである。それに基づいて使用料を実際に算定して改定をしていくのは令和9年10月頃ということとで今考えているところである。

8ページ目は、それを少し表に落とし込んだということで細かなところになっているが、ただいま申し上げたとおり、今年度下半期に審議会を4～5回開き、答申を

いただいた後、パブリックコメント等を通じて基本方針を定めていきたいと考えている。それに基づく使用料の算定作業を令和7年度下半期から始め、令和8年度には使用料等の条例を改正し、その1年後に条例施行という形で考えているところである。

○小林委員長 市側の説明は終わった。質疑はあるか。

いち委員。

○いち委員 2点伺う。まず6ページ目の3番のところ、施設の性質別分類に応じて、75%から25%までという設定の中で、ただ実際には10%に満たないということの後、利用者に使用料の使い道等、使用料のコストに関わる割合を知ってもらおうということの意味であるが、つまり使用料を上げるということは利用者にとっては割高感といったものがどうしても生じるのであるが、その場合にこの使用料を上げることは、この施設の維持管理、皆さんが利用していただくこの施設の言うてみれば先行きのために使うものであるという納得感を持っていたくためであるというニュアンスでよろしいか。

○大島行政管理課長 今いち委員から言うていただいたように、皆さんからいただいている使用料がどう使われているのかを示していく必要があるだろうということである。それがこの施設の維持管理に使われている、将来的にも使われていく、一方で、いろいろなコストが上がっていく中では使用料を上げざるを得ないようなところもあるかと思っている。そういったところの納得感が得られるように、こういう施設にはこのぐらいの使用料をいただいているが使っていない方々からのこのぐらいの負担で成り立っているということを承知しておいていただくと、納得感にも少しつながるのではないか。そういったものは今まで細かに皆さんに伝えておらず、施設白書の中ではコストをお示ししていたが、もう少し知っていただく努力も必要なのではないか、それによって市民の方からも使用料はやはり大事なものののだということ認識していただけるのではないかといったところで、行政と市民の間で共通認識を持ちながら適切な使用料算定にも役立てていきたいと思っている。

○いち委員 公共施設における受益者負担の考え方というのはなかなか難しく、私たちの会派でもスパッと割り切れない思いでいる。現状を踏まえたときに、例えば駐車場料金や使用料をある程度上げていかざるを得ないこと、値上げに関して多摩市がこれまでかなりきめ細かく討論して決定し実行してきたということも理解している。ただ、それでもこの厳しい経済状況の中で今後も値

上げに向けて検討していかなければならないことが当然予想されるので、その際に今言うていただいたとおり市民の皆さん、利用者の皆さんになるべくわかっていただける、それがわかりやすく示されるような形を今後も考えていただきたいと思っている。

それと、最後のページにある審議会の委員構成である。市民委員の中で公募の応募者、これは一般市民の方が入るかと思うが2名ということで、あまりボリュームを上げても大変かもしれないが、こうした使用料の妥当性について審議する場で一般市民の数が2名というのは少し少ないようにも感じるが、これについてはどのようにお考えか。

○大島行政管理課長 申しわけない、私、9ページ目の説明を飛ばしてしまった。使用料審議会の委員構成としては、学識経験者の方3名、市民の方5名ということで考えている。学識経験者の方については、公共政策や施設マネジメントに少し識見を有する方、また市内の税理士の方をお願いしたいと思っている。市民の方として、今いち委員が言われたように公募2名、また公募以外にコミュニティセンターの運営協議会の委員、公民館の利用団体の方、体育協会の方、こういった方々にも入っていただくという中で、市民委員は5名おられる。そのうち2名を公募にするということで、学識経験者の方3名に対して市民委員のほうが多いという形をとっているところである。

○いち委員 それはこれを見ると大体わかるが、その中で、言うてみれば一般のユーザーの方の視点というものをやはり知りたいと思うが、こういう専門家が集まる場所ではただでさえ一般の方はなかなか声を上げづらい雰囲気もあるかと思う。2名というのが少ないのではないかというのが私の率直な感想であるが、それについてはいかがか。

○大島行政管理課長 物によっては市民委員の方にたくさん入っていただきたいものもあるところであるが、実際に公募をかけて集まるのかといったところもあり、過去の審議会の委員の募集などを見ても結構ぎりぎりだったり、3名～4名を応募して僭越ながら委員の審査をさせていただくとなかなか難しいなという方もおられたりということで、2名が少ないのではないかとということであるが、今回は2名を考えている。今後のところで、もう少し市民の方の声を聞くような工夫を入れながら考えていく必要があると、今そういうご意見かと受け止めた。

○小林委員長 ほかに質疑はあるか。

三階委員。

○三階委員 今公共施設のことについては、高いか安い
か他市と比較したりして安いと言う人、少し高いのでは
ないかと言う人、いろいろあると思うが、ある程度他市
と比較しながらいろいろ進めている部分があるかと思う。
それとは別に、今後様々な公共施設については、いちち
委員も言ったが駐車場の有料化がこれからどんどん進ん
でいくだろうと思う。そういう部分については、施設の
場所や用途について、要は施設の値上げというよりも駐
車場の減免だ何だということが結構市民の方から多くな
ってきているかと思う。できたらそのような施設の場所
や用途とセットで駐車場についての考え方もしっかり中
に入れて話し合うべきではないかと思うが、その点につ
いてどう思っているのかお伺いしたいと思う。

○大島行政管理課長 多摩市では駐車場の使用料に関す
る考え方を別に定めて、今公園の駐車場の有料化をさせ
ていただいているところである。一方、お隣の日野市な
どでは駐車場の使用料もこういう基本方針の中に併せて
考え方を入れているという事例もあるので、その辺はこの
審議会の中でも委員の方にご意見を伺いながら、入れ
込んでいくのかどうかも含めて考えていきたいと思っ
ている。また、減免の考え方については、使用料の考え方
として使用している方から一定程度負担をしていただく
という考え方を取っているので、施設のほうも減免して
駐車場のほうも減免してということになると、結局減免
した部分というのは使っていない方の負担になってくる
ということがあり、先ほどのようにそういうことも市民
の方に承知していただきたいところがあるので、
一定の考え方は必要だと思うが、今のところ駐車場の減
免についてはなるべく少なくしないと黒字化にもつな
がらないということでジレンマを抱えながら考えている
ところである。一定の体育団体の大会といったときの配慮
についてはスポーツ振興課のほうでも考えさせていただ
いているので、そういった対応を取らせていただきなが
ら、多くの方に納得いただけるような基本方針にしたい
と思っている。

○三階委員 できたら、今そのような考えであるのなら、
しっかりと組上というか、その中で考えて審議しながら
進めていただければと思う。

○小林委員長 ほかに質疑はあるか。

上杉委員。

○上杉委員 公共施設の使用料の設定のところであるが、
この下にもあるが今後公共施設の使用に関する基本方針

の見直しを進められるというところで、その中で老人福
祉館がなくなってコミュニティセンターになるというこ
とであるが、老人福祉館がなくなってコミュニティセン
ターになったら当然料金も発生するというこでよいの
かをまずお伺いしたいと思う。

○大島行政管理課長 公共施設の使用料の基本方針につ
いては、基本的にはこういう考え方で施設に係るコスト
を使う時間数、使う利用者数で割り返して定めようとい
うのが基本方針としてある。その中で減免の考え方、こ
うい場合には減免できるといったところを定めていく。
また、今回の基本方針の中では、今言われたような一律
の減免ではなく柔軟な考え方で定めていく必要があるか
と思う。したがって、施設の性質に応じて、例えば中学
生・高校生のお子さんだったら減免しよう、障がい者の
方は2分の1減免や無料という捉え方があるが、そうい
ったものを施設ごとに判断できるような形に変えていき
たいと思っている。また、先ほどの説明からは漏らした
が、今後の考え方としては、今まで団体で利用していた
ところも空いているのであれば市外の団体でもよい、個
人利用もなるべく認めていく、そういったことはいわゆ
る基本方針の中でも読み込めるが、もう少し強くそうい
ったところの考え方も入れていきたいと思っている。し
たがって、言われたように老人福祉館が何かに変わった
ところについてこれまでの利用者さんに対して減免する
かどうかは、その施設ごとに判断をしていこうかと思っ
ている。

○上杉委員 もう一度確認であるが、ご高齢の方は今無
料で老人福祉館を利用できると思うが、今後コミュニ
ティ施設に変わったとしても、正規の料金をご高齢の方
からは取らないような考えを持っているということによ
ろしいかお伺いをしたいと思う。

○大島行政管理課長 基本的にはその施設の性質がある
と思っているので、高齢者のための老人福祉館という施
設から一般的な施設に変わったときには、その考え方
の中で使用料を算定していくのだろうと思っている。ただ、
今言われたそこについては、これまで利用していた方が
お金を払うのかどうか、それは施設ごとに判断していく
必要があるかと思っている。これまで無料だったから必
ず無料にするということは考えてはいない。一定程度利
用に対する負担が発生するということを認識していただ
きながら、市の考え方として、そういった方の利用を引
き続きしてもらいたいのだということであれば、そこを
無料にするということも考えられるし、そこはその都度、

その施設ごとの判断になろうかと思っている。したがって、施設所管で考えていただく。当然多摩市として考えることにはなるが、この場で引き続き減免をする、無料にするということは申し上げられないところである。

○萩野資産活用担当課長 今回の老人福祉館からコミュニティセンターもしくはコミュニティ会館というところについては、様々そのあたりも検討しているところである。今回の基本的な考え方は、お年寄りだけではなく多世代で利用できるようにするという中で、利用対象者の拡大を視野に入れてコミュニティセンター・コミュニティ会館へ転換していきたいという考え方である。その中では、これまで使っていたお年寄りの方々が使えなくなるということはなく、当然若い方からお年寄りまで全ての世代の方が使えるようになるという中では、お年寄りについて利用料金をどうするのかというところはまだまだ検討の余地がある。例えばお年寄りを免除してしまうと、利用者の方々は現状多くの方々がお年寄りになっているので、ほとんどの方々が無料になるような整理になってしまう可能性もある。そのあたりは丁寧に精査をしていきたいと思っているところである。

○上杉委員 老人福祉館がこれまで果たしてきた役割というのは非常に大きいものがあると思っている、高齢者の方の自立、そういったコミュニティで活動することによって健康を維持し、健康が維持されることで医療費が抑制されるという効果もあると思う。そういったことも考えていただいて、今後しっかり議論をしていただければと思う。

○萩野資産活用担当課長 老人福祉館が果たしてきた役割ということで、老人福祉センターB型という立ち位置の中でこれまでやってきたことについては、今後も引き続きできる整理をしているところである。したがって、果たしてきた役割が今後なくなってしまうのではないかとこのところについては、ご心配に及ばないかと今思っている。

○小林委員長 ほかに質疑はあるか。

それでは、私からよいか。特にコミュニティ施設、コミュニティセンターや公民館の利用者の使用料に関しての要望は、このスケジュールの中でパブリックコメントがあるのでその中に含まれる気もするが、とりわけ利用者の要望を聞くということは非常に大事な部分ではないかと思うが、これはどのように位置づけられているのかと、それから、利用者については、それぞれの施設で1年に1回ぐらい利用者懇談会があり、そこでいろいろ聞

いていると思うが、そういった機会を利用して意見を聞くようなことはあり得るのかをお伺いしたいと思う。

○大島行政管理課長 ただいまいただいたのは、市民の声をどう反映させていくのかといったところである。今回の基本方針については、幾つかの改定を行う予定であるが、基本の考え方というのは、これまでいただいていた考え方を踏襲しながらといったところである。そういった中で、市民の方は当然安いほうがうれしくて、できれば上がってほしくないという思いがあるのは承知しているところであるが、今回やるのは基本方針で、こういう考え方で施設の使用料を算定していくというところを確認させていただく部分となるので、これまでいただいた声やパブリックコメント等をとおして基本方針を設定させていただき、それに基づく使用料のようなところについては、もう少し丁寧に今言われたような利用者懇談会のような場でも説明をしていく必要があるかと考えている。ただ、一定の考え方を取る基本方針の中では、やはりどうしても物価が上がると使用料も上がってきまうといったような形になろうかと思っているので、その辺をパブリックコメントの際等に説明していく必要があるかと思っている。

○小林委員長 公共施設については、もともと公民館等は無料だったわけであるが、そこが有料化になり、それから何回か値上げがあり、利用されている団体は特に団体登録して利用されるが、その団体の中にはあまり上がってしまうとその団体の活動そのものがやっていけないケースが出てくるようなところもないわけではないと思う。その辺の声というか、団体の活動に支障を来すようなことがないような形で考えてほしいと思う。その点をもう一度伺いたいと思う。

○大島行政管理課長 急激な使用料の値上げとなるとやはりそういった方も多く出てきまうといったところでは、今の基本方針でもそうであるが、激変緩和のような考え方を入れながら、とはいえ実際に施設にはこれだけのお金がかかってしまう、それを維持・更新していかなければいけないという中では、一定のお金はいただきながらということになろうかと思っている。そういったところを丁寧に説明しながら、ご納得いただけるような形にしていこうかと思っているところである。実際に算定してみないとどのぐらいの料金になるのか今わからないところではあるが、光熱費の上がっている状況、維持補修の人件費等も上がっている中で、一定程度値上げの方向にはなってしまうのかというところを今の段階では

持ちながらも、市民の方がそれでも一定程度のところはやむを得ないと思っていただけるような説明をしていきたいと思っている。

○小林委員長 ほかに質疑はあるか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○小林委員長 質疑なしと認める。本件についてはこれで終わる。

次に、協議会事項4、書かない窓口・おくやみコーナー導入に向けた検討状況について、市側の説明を求める。

○大島行政管理課長 それでは、書かない・おくやみコーナー導入に向けた検討状況についてということでご説明申し上げる。資料をお開きいただいて、2ページ目からである。書かない窓口というのが全国的に広がりを見せているといった中で、なるべく市民の方の負担を減らしていこうという取り組みである。書かない、窓口で待たなくてもいいような仕組みがやはり求められているといった中で、多摩市においてもそういった検討を進めてきたということで、一定程度今後の方向性が出てきたという中での本日のご報告である。

2ページ目のところは、書かない窓口はデジタル庁でもそういったところを進めているという中で、市民の方が来ても、一回書けば同じことを書かなくてもいいようなものを仕組みとして盛り込んでいければということで考えているところである。

資料の3ページ目、窓口利用体験についてということで、実際に窓口を我々職員が体験してみないで考えるとなかなか難しいということで、まず利用体験というものを昨年度実施してみたところである。デジタル庁では、そういう窓口利用体験を推奨しており、窓口BPRアドバイザーを派遣をしていただけるということで、それを活用したところである。実際に窓口の利用体験、窓口を担当していない職員や初めて市役所に入ったような若手の職員といった方々に体験をしていただくことで、どのような課題があるのかを洗い出すための取り組みというところである。

4ページ目は実際の窓口利用体験の状況についてのご説明となるので簡単に説明をさせていただければと思うが、窓口利用体験については昨年度10月26日に行った。その振り返りをしながらどのような課題があるかを確認してきたところである。アドバイザーの方には3回ほどウェブと現地でアドバイスをいただいたところである。

5ページ目、実際の窓口利用体験のペルソナの設定ということで仮定である。こういう仮説というか、こうい

う手順の方がおられたらどうだろうということで3パターンつくって試してみたというところで、1パターン目は転入ペルソナAである。転入の手続に来られた方、介護を受けておられるお母さんがいて、ご夫婦の方がいて、お子さんが3人いるようなご家庭を想定した場合どういう手続があるのか。また、Bというところでは、おくやみ、お父様が亡くなられたということでお母様とそのご子息が窓口に来た場合というパターン、それからペルソナC、転入されてきた方の証明書の発行についてということで、こういう3パターンを設定してみて、実際の窓口を回っていたところである。

6ページ目、実際に職員が体験をしてみてというところで、本当に窓口でなるべく事前情報なくやっていただきたいということで、あまり調べないで来てほしい、本当に窓口を体験したことがない方が体験をされたということで、午後から開始してどのぐらいの時間がかかるのか、どのぐらいのことを書かされるのかを体験してみたところである。

7ページ目はそのまとめになるが、例えばペルソナAを見ていただくと、転入の手続、介護があり、保育がありということで5つぐらいの部署を回る必要があった、それに対して職員のほうは8人ぐらいの対応が必要だった。その体験の際に書いていただいた名前の数は、家族の分を含めて44回こういった申請書の中に同じようなことを書いていった、生年月日についても23回同じように書かされていたということである。また、窓口で受け取った書類は25枚、冊子も含めてとなるので1.5キログラムとかなり重量もあるといったところで、電子化が進んでいる中でまだこれだけ紙を配っているのだということもわかった。退庁までの時間は2時間59分ということで、5つの部署を回って3時間ぐらいの時間がかかった。それでも時間が足りずに手続を省略した部分もあるというところでは、やはりかなり市民の方に負担をかけてたのだということが今回見える化できたと思っている。

8ページ目以降はグラフ等に変えているところである。

9ページ目については、その中での主な気づきといったところである。気づきの1としては、申し上げたとお名前や生年月日をこれほど多く書かされていたのだということで、改めて気づかされたところである。

また、気づきの2としては、手続の終わりがわからない。手続に来た市民の方は、これで本当に終わりなのか、どこで終わりなのかを示すことがこれまでなかなか示すことができていなかったということで、今回の場合、お

くやみのパターンで体験された職員の方は、本当に初めてのことだったのでどこまで何をやれば私の手続が終わるのがわからなくて、結局行かなくてもいいところまで行ってしまうといったことがやはり実際に起こるということが体験できたところである。

また、気づきの3番目として、職員の説明はなかなかわかりやすかったが、資料などを使いながらもっとやってよいところもあり、実際にそうやってくれたところもあったりということで、良いところと改善してほしいところがある。

また、気づきの4番目としては、スムーズな説明があり、聞いた質問にも答えてもらえたということで、その対応はそれほど悪くなかったところである。

気づきの5番目であるが、申請書類で書式によって書く順番が違う。例えば本日来た人は誰それさんである、対象者は誰それさんであるというのが様式によって逆になっていたり、その様式の中で平仮名で書く部分と片仮名で書く部分が混在していたりするものもあり、改めてそういうものを統一していく必要があるのではないかとということがわかった。

また、気づきの6番目としては、市役所1階など歩いていくとチラシやポスターが結構あるが、全部に目を通す人はなかなかいない、何を伝えたいのかに気をつけながら周知等を図る必要があるのではないかと、こういったものも利用体験の副産物としてあった。

そういったことで、窓口利用体験に基づいて書かない窓口、待たせない窓口といったことをやっていく必要があるだろうというところで、今回書かない窓口システムの導入に向けた検討を始めたところである。システムを使わなくてもアナログのところでできる部分というのがあると思うので、そういった部分についてはシステムを入れずに職員の対応のところで対応を変えつつ、デジタルで解決すべきところ、デジタルを使うことによって市民の皆さんのサービス向上、書かない、待たないというようなところを実現する。また、デジタルを使うことで職員の業務の効率化も図れるといった良い面もあるので、今そういったことの検討を進めていきたいと考えている。

また、おくやみコーナーについては、議会等でもこれまでに何度かご質問いただき、多摩市としても検討を進めてきた中で、今併せて検討すべきところで、今、令和7年度中の設置を目指しているところである。

12ページ目については、行革計画、DX計画との関係

性というところで、行革計画等の中ではこういう取り組みを進めていくということを書かせていただいたというところで検討を進めている。

13ページ目が現在の検討状況で、書かない窓口システムをできればいち早く入れたいところであるが、今国から基幹系システムの標準化を令和7年度末までに進めていくようにということが自治体には課せられているところで、そちらに対応しているベンダーさん、事業者さんから、併せて書かない窓口の検討を今進められても対応できないと言われているという状況がある。したがって、令和7年度末までにまず基幹系システムを入れ替えた後この書かない窓口システムということで、システムのなところについては令和8年度の対応を考えているところである。その前にできるアナログのところについては、日々改善を図っていこうかと考えている。

一方、おくやみコーナーについては、システムを入れずにできるところからということで、来年度中の運用開始を考えて今検討を進めているところである。

書かない窓口とおくやみコーナーといったところで市民の利便性を向上させながら、職員の業務の効率化も併せて図っていくという取り組みを今進めているというご報告である。

○小林委員長 質疑はあるか。

いちち委員。

○いちち委員 まず質疑というより意見としてであるが、これをやっていただいたのは本当によかったと思う。この中身を見ると、あえて言うなら無駄や重複やいろいろな改善点がこれだけ洗い出せたので良かったのであるが、あえて申し上げると、これデジタル庁から人を呼ぶ前に、もっとずっと前にできていたらもっと良かったと思う。市役所のサービスというのは一般の市民の方からすると、確実である、きちんとしているという公のイメージと、もう一つ、すごく煩雑であるということは前から言われていて、今回このように洗い出しができたのは本当にすばらしいことであるが、こちらにもあるが、この業務改善について今後もこうした窓口利用体験を年に1回程度実施するといった多摩市の姿勢を私は評価したいと思うし、今回こうして洗い出せたことを今後の様々な皆さんの運用改善や知見の向上につなげていっていただきたいと思っている。そのことを踏まえて、今回は市民向けのサービスのためにこのように自らユーザーというか、自分がサービスに向かっていく立場で体験してもらったということである。このことを今後DXなり、効率化なり

を進めていくときに、今もやっておられると思うが、他部署の業務内容のところでもぜひやっていただきたいと思う。例えば職員の働き方の中では当然部署異動もある。例えばそういったときには非常に新鮮な視線でその業務を見る立場になる方も多いと思うので、その新鮮な目で見たときにこれはどうしてこうなるのだろう、ここはもしかしたらこのほうがよいのではないかということが自然に言えるような庁内風土をつくっていただきたい。こうした利用体験を都度都度やっていただくということもそうであるし、そういった気づきを大事にするような庁内に変えていっていただきたいと思っているが、それについてのお考えを伺いたいと思う。

○大島行政管理課長 今いち委員が言われたように意見を言いやすい風土というのは、この間ずっと多摩市も風通しの良い職場づくりをしていこうということで進めてきたところである。これまでいた方に対して今までのやり方がおかしいのではないかなというようなことはなかなか言いにくいところもあるかと思うが、そういったことが忌憚なく言えるような職場づくりに引き続き取り組んでいきたいと思っている。また、この利用体験についても、今回は一部の部署であったが、ほかの部署も含めて取り組んでいくことも重要だと思うし、また、言われたように新入職員や異動したばかりの職員の方のほうは何でこういうやり方しているのかと疑問に率直に思うところがあるかと思うので、そういったところの職場内での意見交換、そういうことが言いやすい職場づくりを引き続き進めていきたいと考えている。

○いづち委員 それで、1か所お伺いするが、書類の中でも不統一があったり重複がかなり見つけられたように記載されている。これについては大体どのぐらいのスパンで改善していくのか、やりやすい部分でもあり、しかし、多分もう既にたくさんのストックもあるかと思うので一足飛びに変えるのが難しい部分でもあるかと思うが、こういったところに手をつけていくスケジュール感のようなものをお伺いする。

○松下市民課長 申請書の統一というようなところであるが、今出張所においても、住民票の取得、課税証明書取得、そういった証明書の申請に当たって各種申請書があるが、実際本庁舎と出張所でその申請様式が違うような状況がある。それを今後いかに効率的に統一化していくか今検討しているが、実はその様式において、所管課が違うことによって所管課で位置づけられている保存年限がそれぞれ違うといった課題が見えてきた。それら

を今後統一していくに当たっては、その文書の保存年限といった制約をどう整理していくかということからまず手をつけなければならないということで、具体的にいつ頃からかというのを今お示しすることはできないが、そういった申請書の統一に向けて、これは今市民課レベルであるが、今そちらの検討を始めているという状況である。

○小林委員長 ほかに質疑はあるか。

上杉委員。

○上杉委員 1点だけ質問させていただければと思うが、先ほどいづち委員が言われたように、私も実際に職員の方が体験されてみるというのは非常に良い取り組みだと思う。それで、私の要望としては、この中に生活保護を受ける方のペルソナの設定というのも一つ考えてみてはいかかかと思った。ここに書かれているように、生活保護の申請についても、名前を書く回数、生年月日を書く回数、非常にたくさんの枚数を書かないといけないところがあるので、そういったところで効率よく手続を行うためにも、そのペルソナの設定の中に生活保護の申請についても考えていただければと思った。これについての考えをお伺いしたいと思う。

○大島行政管理課長 どこまでの手続をやると定めているものではないので、生活保護等も体験の中に入れることは考えてみたいと思う。生活保護の申請自体だけだとすると、その窓口単体で完結するものなので、一課で体験ができたりするかと思う。移管のときはまた違う手続があるかと思うので、どのように組み込めるのか職員の体験という形を少し考えてみたいと思う。

○小林委員長 ほかに質疑はあるか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○小林委員長 質疑なしと認める。本件についてはこれで終わる。

次に、協議会事項5、多摩市行政財産の使用及び使用料に関する条例改正予定について、市側の説明を求める。

○萩野資産活用担当課長 協議会5の多摩市行政財産の使用及び使用料に関する条例の改正予定についてご報告させていただく。12月議会でこの条例の改正を予定しているので、その事前の報告である。

1の改正の概要に入る前に、2の改正の内容及び影響額という下のほうを最初にご覧いただいたほうがわかりやすいかと思う。行政財産の使用料についてこの条例では定めており、今回改正をしようと考えているのは下の表であるが、ガス管の使用料、さらに次のページの上段

であるが、電柱、電話柱等についての使用料である。いずれもガス会社さん、電話会社さん、通信会社さん等から行政財産使用料を徴収しているものである。

こちらについて、1の改正の概要というところに戻っていただきたいが、この行政財産使用料については、多摩市道路占用料等徴収条例という条例に準拠して単価を設定している。多摩市道路占用料等徴収条例であるが、東京都の条例の東京都道路占用料等徴収条例に準拠して定めている。この東京都の条例が、本年4月に受益者負担の公平化を図ることを目的として道路占用料の単価を改正した。その改正に基づいて多摩市の道路占用料の単価も改正をしたい、さらには行政財産使用料、さらには、この改正の概要の一番下のところにあるが、多摩市立公園条例、多摩市下水道条例、この4条例について12月議会で改正を予定しているところである。したがって、東京都の条例に準拠した金額に多摩市もこの4条例合わせて改正したいという状況について報告をさせていただくものである。

○小林委員長 市側の説明は終わった。質疑はあるか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○小林委員長 質疑なしと認める。本件についてはこれで終わる。

次に、協議会事項6、公共施設に関する意見交換会の結果報告と今後のスケジュールについて、市側の説明を求める。

○萩野資産活用担当課長 協議会事項6、公共施設に関する意見交換会の結果報告と今後のスケジュールについてである。

7月の20日と27日に意見交換会を開催した。2ページ目、名称としては「みんなで一緒に考えよう、公共施設のミライ ～コミュニティ施設と児童館を中心に～」ということで2回意見交換会を開催させていただいたが、主な説明内容を下に書かせていただいている。

公共施設のミライについてであるが、多摩市を取り巻く社会情勢が大きく変化している中で、複雑で予測困難な時代にあっても、将来にわたって持続可能なまちを実現していきたいという中では、時代の変化に柔軟に対応できる公共施設にしていきたいというところ、そのためには特定の人や特定の目的でしか使えない公共施設ではなく、多用途・多目的に使える公共施設に転換し、公共施設という場をみんなでシェアしていくという方向で取り組んでいきたいというところをご説明させていただいた。

次に、コミュニティ施設の今後のあり方に関する基本方針についてもご説明させていただき、コミュニティ施設は多世代共生型のコミュニティが生まれる場であって、協創を実現していく場でもある。そのため、お年寄りしか利用できない老人福祉館を廃止して、世代を問わず誰もが利用できるコミュニティ施設に転換していきたいというご説明をさせていただいた。

また、児童館の今後のあり方基本方針について最後に説明させていただき、小学生の放課後の居場所に関する需要が大きく変化している中で、それぞれの児童館の立地状況等も踏まえて特徴を生かしていく児童館配置を検討する必要があるという中では、豊ヶ丘小学校の中へ学童クラブを移転し、豊ヶ丘小学校、貝取小学校両校からバランスのよい場所にある貝取学童クラブの位置に豊ヶ丘児童館を移転したいというところ、さらに、東寺方児童館と愛宕児童館の統合というところであるが、アウトドアに特化した基幹となる児童センターを愛宕児童館の場に整備したいというご説明をさせていただいた。

次のスライドの中で、当日の参加者等についてである。20日が30名、27日が21名の参加があった。若い世代の参加者が、27日はおられたが、20日は少なかったかと思う。20日は聖蹟桜ヶ丘でやったので東寺方周辺の既存地区の方々が非常に多かった、また27日はベルブ永山でやったのでニュータウン地区の方々が多かったという印象である。

次のページであるが、当日いただいた主なご意見である。こちら青字になっているところは市の考え方に肯定的なご意見、また黒字になっているところが工夫や改善を求めるご意見、赤字のところが心配するご意見をまとめさせていただいているところである。公共施設のミライに関しては、東寺方複合施設に関してご心配の声をいただいたところである。コミュニティ施設のあり方に関しては、老人福祉館のコミュニティ会館化は多世代が利用できるようになるので理解できるというご意見があった一方で、誰もが使える施設が誰にとっても使い勝手が良いとは限らないというようなご心配の声もいただいたところである。児童館のあり方については、いつも児童館にお世話になって感謝しているというご意見、自然の中で子どもを育てるのが大切だというご意見をいただいた一方で、子どもの居場所について、特に東寺方の子どもの居場所について心配するご意見もいただいた。

また、当日いただいたご意見のほかにアンケート調査も行わせていただき、そちらについてもまとめさせてい

いただいた。この中では、公共施設のミライという中で、多世代がシェアできる場、誰でも自由に使える場は良いというご意見があった一方で、市民の意見を聞いてほしいというご心配の声もあった。コミュニティ施設に関しては、東寺方老人福祉館・地区市民ホールの廃止は時代の趨勢でしかたないというご意見をいただいたところである。また、児童館のあり方基本方針に関しては、アウトドア特化館というところについて、アウトドア体験ができるところは最高の体験ができるのではないかと、キャンプはいつまでも残る思い出というご意見、また子どもにとって遊びに行きたい児童館であってほしいという肯定的なご意見をいただいた一方で、東寺方児童館の関係では、東寺方子どもが愛宕まで行くとは思えないというご心配の声をいただいたところである。

今後の進め方に関して、6月議会でもお示しさせていただいたが、まずは豊ヶ丘複合施設の関係である。先週であるが、豊ヶ丘複合施設整備方針に関するオープンハウスを豊ヶ丘図書館の前の路上で開催させていただいた。速報値で142名の方々からご意見をいただいたところである。まだまとめができていないので、まとめ次第また報告をさせていただきたいと思っている。また、今後であるが、豊ヶ丘複合施設の整備方針の決定に向けた地域意見交換会を10月6日10時から豊ヶ丘地区市民ホール第1会議室で開催したいと思っている。様々市の考えをご説明させていただいた上で、地域の方々のご意見をいただきたいと思っている。また、現在もやっているが、豊ヶ丘複合施設整備方針に関するアンケート調査を先週の9月3日から10月9日までの間実施している。豊ヶ丘複合施設内の各事務室、市役所の3階行政管理課、あとはウェブフォームでも回答いただくので、市民の方々に周知をしているところである。

それ以外に、この7月20日・27日の意見交換会を踏まえ、市として対応を追加させていただいたところがある。

まず1つ目が、東寺方地区に関してご心配の声が多々あったので、東寺方複合施設に関するこれまでの検討状況を説明してご意見を伺う場として、10月12日土曜日の午後、今1時半から3時半を予定しているが、地域意見交換会を開催したいと思っている。

この中では、これまでの東寺方総合施設に関する検討経過や今後の進め方、またコミュニティ施設や児童館のあり方についてご説明をしてご意見をいただきたいと思っている。2つ目であるが、子どもの居場所を心配するご意見を受けて、児童館の利用者のニーズを把握するた

めに東寺方地域や豊ヶ丘地域において9月から10月にかけて説明会を開催していきたいと考えているところである。

最後、一番下のところ、さらなる市民意見の収集に向けてというところであるが、今素案決定して検討を進めているコミュニティ施設の今後のあり方に関する基本方針、また児童館のあり方に関する基本方針の2方針については、10月の8日から11月の6日までの30日間にわたってパブリックコメントを実施したいと考えている。今後たま広報で周知する予定で考えている。

最後のページであるが、今後のスケジュールのまとめである。こちら12月議会での方針決定の報告に向けてという案である。先ほど追加とさせてもらったところに追加の札をつけさせていただいているが、本日9月11日に総務常任委員会で7月に開催した意見交換会の結果報告をさせていただいている。その後、先ほど申し上げた追加というところであるが、パブリックコメントをコミュニティ施設と児童館のあり方基本方針に関して実施させていただく。また、同時になるが、右から2つ目の列、豊ヶ丘複合施設の整備方針に関して、こちらは6月議会で素案の報告をさせていただいたが、今後オープンハウス、アンケート調査、地域意見交換会等を行っていく予定である。また、東寺方複合施設に関しては、10月12日の午後1時半から地域意見交換会を開催したいと思っている。それらを含めて、11月の下旬を目途に、コミュニティ施設のあり方、児童館のあり方、豊ヶ丘複合施設のあり方整備方針等について庁内協議・決定を目指している。合意形成の状況によっては遅れる可能性はないとは申し上げないが、このスケジュールで進めていきたいと市としては考えているところである。その後、12月議会の総務常任委員会や子ども教育常任委員会で報告をさせていただき、次年度予算編成へ反映していきたいと考えているところである。

○小林委員長 市側の説明は終わった。質疑はあるか。

いいじま委員。

○いいじま委員 まず東寺方複合施設であるが、コロナ禍前に少し話し合いをしていたが、それが止まっていて、これから東寺方複合施設をどうするかということ地域の方皆さんも思っていたところで、その話し合いの前いきなり老人福祉館は廃止、地区市民ホールは廃止という声が出てきて、地域住民の方々は話し合いもしないで何でそのようなことを言うのだと本当に戸惑っていると思う。これ10月12日に一回意見交換会を開くと言っても、

もうパブリックコメントも始まってしまっている。このように東寺方の人たちと話し合いもしっかりと進めないまま老人福祉館、地区市民ホールを廃止するなどと言ってよいと思っておられるのか。

○萩野資産活用担当課長 東寺方複合施設について、今回の意見交換会の中でもご心配の声を多々いただいたところである。したがって、地域で丁寧に説明をする必要があると思っている。それらも含めて、また各学校や児童館でも児童の保護者に対して、もしくは利用者に対して丁寧に説明をしていく中で理解を得ていきたいという考えでいる。

○いいじま委員 老人福祉館、地区市民ホールのほうで話すが、例えば今東寺方複合施設にはお風呂があるが、今後話し合いの上で仮にお風呂を残したいという声が上がってそうしようとなったときに、老人福祉館を廃止していてもお風呂の復活はできるのか。

○萩野資産活用担当課長 東寺方複合施設に関しては、まだ整備の仕方も何も決まっていないところになる。お風呂についても具体的な要望等については、まだ今整備方法が決まっていない、さらに今後基本計画等に進んでいくという流れの中では、どのようなものが市民が求めるものなのか丁寧に聞き取りをしていきながら基本計画の中で整理していこうと考えている。ただ、限られた敷地もしくは建築面積、建物の中で何が必要なのかというところは市民の皆さんの要望を踏まえた上でも整理をしていく必要があるだろうと、何でもすべて整備ができるとは我々も考えていないので、例えば連光寺複合施設の場合だとお風呂は廃止したがシャワーは残したという事例もあるので、そのあたりは丁寧に整理をしながら進めていきたいと考えている。

○いいじま委員 地域の方々も、今、資産活用担当課長が言われたようにしっかりと話し合いをして何が必要か一緒に考えてぜひつくっていただきたいと思っているが、今回いきなり老人福祉館、地区市民ホールが廃止というのが先に来ている。例えば老人福祉館、地区市民ホールを廃止したことで、今後東寺方の建物を考えていったときに、何かできなくなるようなことはあるのか。

○萩野資産活用担当課長 様々整理をする中で、自治会の方等とも話を進めている。その中では、市の考え方を示してほしいというところで一旦ご意見をいただいて、市の一定の考え方をある程度まとめた上で今回お示しをしようと思っているところである。ただ、具体的な東寺方複合施設の整備方法についてはまだ至っていない。そ

の中である機能として老人福祉館、地区市民ホールはこうしていく、児童館はこうしていくというところを今回整理してお示しをしているという段階になるので、何ができなくなるか、何ができるようになるかというところは、それらについて整理も必要だろうと思うが、特に老人福祉館、地区市民ホールを廃止して例えばコミュニティ会館にしていくという中でできなくなることは、具体的なハードのところは置いておいたとしても、基本的には多世代が使えるという考え方で整備をしていくので、今のお年寄りも使えるというところは変わらないかと思っている。児童館についても、愛宕のほうでアウトドアに特化した児童センターとして整備をしていく中で児童館としての機能が弱まってしまうのかというご心配の声があると思うが、コミュニティ会館の中なのか、移動児童館という場でできるしつらえについて検討していきたいと思っているので、何ができなくなるというところについては、今はあまりないかと考えているところである。

○いいじま委員 東寺方複合施設についてはこれから皆さんで話し合っているいろいろ決めていくということなので、ぜひ皆さんの声をしっかりと聞いて進めていただきたいと思っている。

○松田行政サービス・アセット担当部長 今いいじま委員からご指摘をいただいた東寺方複合施設であるが、今回案件でお出しさせていただいたコミュニティ施設の基本方針、児童館の基本方針については、持続可能な市政をどうやって続けていくのか、これからの公共施設のあり方として、先ほど申し上げたように限られた特定の人だけが使う公共施設ではなく誰もがシェアしていくというような考え方のもと、方針を出させていただいたところである。そうした方針を踏まえた上で、東寺方複合施設については、コロナ禍で大分立ち止まってしまっていて地域の方からもお叱りを受けたが、これから対応を始めていくところであるので、しっかりと対話を踏まえた上で今後何が必要なのか、サービスの水準を戻させないような考えで進めていきたいと思っているので、ご理解いただければと思っている。

○いいじま委員 ぜひよろしく願います。児童館のことについて別に聞きたいと思う。ここは総務常任委員会であるので中身については深入りしないが、このスケジュール感についてお聞きしたい。たしか児童館のあり方基本方針については、議会では6月議会の子ども教育常任委員会で初めて話があり、その後7月に公共施設の説明会で少しあったかと思うが、実際この児童館のことに

ついて、正直多分私の地域で言えば多摩第二小学校や東寺方小学校ではこの夏の間は知らない人がほとんどで、ようやくここで少し何か児童館で動きがあるのだと皆わかってきた、でも学校にもしっかりと伝えられていないような状況で、これからご説明をされると言ったが、10月8日からはパブリックコメントである。この進め方としてあまりにも拙速ではないかと思う。11月には庁内協議・決定と少し早過ぎるのではないかと思うが、その点はいかがか。

○萩野資産活用担当課長 我々も、意見交換会で丁寧にやっていく必要があることを再認識した中で進めていこうと考えているところである。その中では、東寺方児童館での説明も一旦実施していると聞いている。また、今後多摩第二小学校や東寺方小学校での説明も計画していると聞いている。それらも含めて、パブリックコメントについては、ご意見を出す場として市民の方々にとっても並行で実施する意味はあるかと思っているので、例えばその説明会の最中に意見できなかったことをパブリックコメントとして出していただくということも実際にはできるというところで、より広いご意見をいただけるかと考えているところである。パブリックコメントをやる前に全ての説明会が終わっていないとは我々考えていないところであるが、いずれにしても児童館の利用者、保護者のご意見を丁寧に聞いていくというところには変わらない。

○いいじま委員 特に自分の地域だからというわけではないが、東寺方児童館に関しては今回廃止、愛宕児童館と統合してなくなるということが本当に先行してというか、そこをクローズアップして話が回っていて、しっかりと地元等の方々に説明していかないと大変なことになると思う。ただ、児童館のあり方基本方針を見ると、愛宕児童館と東寺方児童館を統合するのは週5日の放課後子ども教室を実施した上であるので、そういったこともしっかりと説明しながら、本当はもう少し時間を取ってしっかりと住民に話していただきたいと思うが、もし早く進めるというのであれば、そこはしっかりと説明を尽くしてほしいと思う。ただ、それにしてもあまりにも早いと思うが、11月に庁内協議・決定をしなければいけないような理由が何かあるのか。

○萩野資産活用担当課長 11月に庁内協議・決定をしなければいけないという理由はないが、今後の予算編成において反映をしていくためにこのスケジュールで一旦仮で決めていると我々は考えているところである。そのた

め丁寧に説明していくということには変わらないし、説明をするとわかっていただけるというところは児童青少年課でも感触として持っているので、丁寧に説明しながら理解していただく方をふやしていきたいというのは、市の考え方として共通している。

○いいじま委員 ぜひ丁寧に説明をお願いします。

○小林委員長 この際、協議会を暫時休憩する。

午後0時07分休憩

午後1時10分再開

○小林委員長 休憩前に引き続き協議会を再開する。

協議会事項6番の公共施設に関する意見交換会の結果報告と今後のスケジュールについて、ほかに質疑はあるか。

いぢち委員。

○いぢち委員 それでは、資料の8ページについてお伺いする。こちら表になっていて、横軸に4項目、縦軸は時間軸となるが、この横軸の左からコミュニティ施設のあり方基本方針、児童館のあり方基本方針、豊ヶ丘複合施設整備方針ときて、最後の東寺方複合施設だけが「関連」という形で少しわかりにくい表現になっている。なぜこのようになっているのか伺う。

○萩野資産活用担当課長 最終ページの説明をさせていただく。この表について一番右側が「東寺方複合施設関連」となっているのは、東寺方については市民との対応がまだなかなかできていないというところがある。過去に平成30年と令和元年に計4回市民懇談会を開催させていただいたが、この4回のみで、その後コロナ禍の影響で市民対話がストップしている状態、中断している状態になる。そのため、市民との対話を再開したいという意図でこの地域意見交換会を開催したいと考えている。この後には、豊ヶ丘複合施設と同じように整備方針を考えていきたいと思っているが、まだその段階に至っていないため、東寺方複合施設に関しては「東寺方複合施設関連」と記述させていただいている。

○いぢち委員 そうすると、こちらやはり矢印がついて11月の庁内協議・決定となっていて、これについては先ほど午前中にいいじま委員から様々なご質問が出ていたかと思う。これは言われるとおりの豊ヶ丘複合施設のほうは本当はかなり長い時間をかけて、4回どころではないワークショップ、また、様々、パブリックコメント、アンケートも取ったし、何年もかけてやってきたといったことで今回整備方針も出ていると、ただ、東寺方複合施設

設のほうはまだ4回程度で、整備方針も出ていない段階であるというご説明をいただいた。ということは、この11月の庁内協議で決定されることというのは何なのか。少なくとも豊ヶ丘複合施設のように整備方針のようなものをここでいきなり決めてしまうということではないのか、その辺を確認したいと思う。

○萩野資産活用担当課長 委員の言われるとおり東寺方複合施設に関してはまだ整備方針が決まっていないという中で、この地域意見交換会では、これまで4回やってきた経緯やそのときの結果、また、今市として素案を定めているコミュニティ施設のあり方、児童館のあり方について説明をしてご意見をいただきたいと思います。ここから矢印が引かれているところは庁内協議・決定のところであるが、コミュニティ施設のあり方、児童館のあり方についてのご意見を東寺方複合施設でもいただいた上で、このコミュニティ施設のあり方、児童館のあり方の庁内協議に入っていきたいということでこの矢印を引かせていただいているところである。

○いぢち委員 そうすると、今後も東寺方複合施設では様々な丁寧な話し合い等が続いていくと考えてよいのかという確認と、そうは言っても豊ヶ丘複合施設とはやはり時間軸の違い、豊ヶ丘複合施設の話が始まったときはまだこうした総務・子ども教育両常任委員会に出されるような全体の方針はなかったし、例えば老人福祉館というものはなくしていった多世代向けの誰でも使えるものにするという方針も定まっていなかったわけである。そのこの時間軸の違いがあると思う。そのこのところを考慮した上で、しかし東寺方複合施設に関してはまだ様々な地域の皆さんのご要望、ご意見を聞いていろいろこれからつくっていく余地があると、そのように解釈してよろしいか。

○萩野資産活用担当課長 この地域意見交換会の中で、コミュニティ施設、児童館のあり方を説明させていただいてご意見をいただきつつ、できたらコミュニティ施設、児童館のあり方については庁内で決定をしていきたいと考えているが、具体的なしつらえ等については今後も検討を進めていくし、豊ヶ丘複合施設のように整備方針、いわゆる改修をするのか建て替えをするのかも含めて、それらについて丁寧に整理をしながら対話を通じて決めていきたいと考えている。

○いぢち委員 まさに今対話を通じて決めていくと言われたことが非常に大事で、多摩市で特に重要に扱ってきたことだと思うのでよろしく願います。私は、今年の

決算審査のときにこの老人福祉館について取り上げて意見を申し上げている。例えば老人福祉館をなくすというメッセージだけが先行してしまうと、高齢者の方々とっては我々はどうなるのか、どうしてもそういう認識になってしまいがちであるので、そのときに高齢者の福祉をなくすということではない、そういった高齢者、特にこれからボリュームゾーンである高齢者の皆さんとともにこの地域で活動していくためにこのことをやっていくのだと、むしろそういう意味での多世代なのだという発信をきちんとしていってほしいとお願いした。いろいろな言葉を尽くしても人によって受け取り方が様々ではあるが、これから先さらに丁寧なそういった発信を心がけていただきたいと、最後のところは意見として申し上げる。

○萩野資産活用担当課長 先ほど上杉委員からもご質問をいただいたところと似通ってしまうかもしれないが、老人福祉館をコミュニティ会館に機能転換していくという中では、これまで老人福祉センターB型として行ってきた生活相談、健康相談、教養講座等の実施、老人クラブに対する援助の立てつけが老人福祉センターB型というところでは求められているが、それらの機能について継続していけるかどうかを含めて検討しているところである。特にお年寄りの方々、多世代が利用できるということでもお年寄りも利用できるという中では、お年寄りの意見も聞きながら、どういう施設がよいのかというところを考えていきたいと思っている。

○小林委員長 ほかに質疑はあるか。

上杉委員。

○上杉委員 先ほどいいじま委員からもスケジュールが早過ぎるのではないのかというところで質問があったが、それは私も思っているところである。最後の8ページに今後のスケジュールということで書かれているが、最終的な条例改正はいつを予定しているのか伺います。

○萩野資産活用担当課長 これらについての将来的な条例改正は現時点で想定をしていない。コミュニティ施設のあり方基本方針についても、児童館のあり方基本方針についても、条例改正というところまでは今考えておらず、基本方針を定めて、その基本方針にのっとって今後施設整備を進めていきたいと考えて進めていこうと思っているところである。

○上杉委員 それであるならば、地域との意見交換をしっかり行ってほしいと思っているところである。特に先ほどいいじま委員も言われていたが、パブリックコメ

ントが10月8日から始まった後に東寺方での地域意見交換会を行うのではなく、まず先行して地域との話し合いをしっかりと行った上でパブリックコメントをやっていただきたいと思う。その辺のスケジュールの変更というところについてお伺いをしたいと思うが、いかがか。

○萩野資産活用担当課長 10月12日に東寺方複合館で地域意見交換会を開催させていただく。その直前の10月8日からパブリックコメントを実施するというのは、先ほども少し説明させていただいたが、地域意見交換会で発言ができない方もおられる、発言したくてもできないという場合もあるし、地域意見交換会に出られないという方もおられると思う。そのような方々に対してもパブリックコメントという形で意見を求める。ウェブでも提出できるので、広く意見を求める形で我々も集約をしていきたいと考えているので、今のところこのスケジュールを進めていきたいと考えているところである。

○上杉委員 地域の方からは本当に困惑した声が聞こえており、これまでの地域との話し合いの経過を無視して多摩市が一方的にコミュニティセンターにしようとするプランに当てはめようとしているのではないかというような声もある。ぜひとも地域とのそういったそごがないようにしっかりと進めていっていただければと思う。

○小林委員長 ほかに質疑はあるか。
(「なし」と呼ぶ者あり)

○小林委員長 質疑なしと認める。本件についてはこれで終わる。

次に、協議会事項7番、生成A Iの試行導入について、市側の説明を求める。

○鈴木企画政策部長 それでは、サイドブックスの資料の協議会の7番、生成A Iの施行導入についてという資料をご覧くださいと思う。

生成A Iの試行導入については、先日の補正予算審議の中でもご質問を頂戴したところであるが、業務の効率化や業務の質の向上等を期待した上で生成A Iを導入していこうと、そして他の自治体においても導入が進んできており、個人情報等々の管理にも配慮しながらというところではL G W A N回線での利用ができるサービスが提供されることになったので、今回私どもとしては導入して今後活用の方向性を検討していきたいというところである。

詳細については、竹田情報政策課長からご説明をさせていただきます。

○竹田情報政策課長 では、資料の7番、生成A Iの試

行導入について(報告)に沿って説明させていただく。

今、企画政策部長から説明のあったとおり、生成A Iを導入していきたいという案件になる。

大きな1番、生成A Iの概要であるが、入力された情報及び事前に学習し蓄積された情報をもとに、従来のA Iではできなかった新しいデータや情報を生成できる人工知能(A I)のことを指す。大きく分けて、文書をつくる、画像をつくる、動画をつくる、音声をつくるといった複数のものが存在するが、(2)のところ、今回利用を予定しているものは、文書生成のA Iサービス、そしてこれをL G W A N行政専用のネットワークで稼働させていきたいというものである。

2番目、試行運用である。想定の利用用途であるが、通知文書やお知らせ文書のたたき台の作成、また、補正のときのご説明では仕様書の作成などというところも申し上げさせていただいた。そのほか「各種施策におけるアイデア出し」などと書かせていただいているが、このほかにも試行的な運用を行った上で、例えば行政計画の概要版をつくらせてみる、議会の答弁案を生成A Iにつくらせてみて、私たちが作成したものと比較をして新たな気づきやより適切な表現があるのではなかろうか、そういった効果を得ることも考えている。(2)想定される効果としては、業務の効率化や質の向上を期待している。運用方法については、試行運用を行った上になるが、その成果と課題をブラッシュアップして、運用上の遵守事項、ガイドラインを作成し、全庁での利用へつなげていく。活用に向けた取り組みとしては、正しく理解をして使っていただくことが前提になるので、職員向けの説明会や活用方法の事例の共有を図り、庁内での活用できる職員をふやして業務全体の効率化につなげていきたいと考えている。

予算については、補正の部分であるので割愛させていただく。

4番、今後の予定であるが、先日お認めいただいたように10月からガイドラインを試行の部分でつくり、それに従いサービスを利用する。今年度いっぱいを試行運用期間とおおむね定めて本格運用ガイドラインをつくり、それに基づいて令和7年度から全庁に展開していきたいと、今このようなスケジュールで考えている。

○小林委員長 市側の説明は終わった。質疑はあるか。

○三階委員 必要予算を補正でということだった。これは90万円ぐらいかかるということであるが、どういう内容でお金がかかるのかもう少し教えてほしい。

○竹田情報政策課長 9月議会の補正予算に上程させていただいたので、10月から使うとして今想定しているサービスが幾つかあるが、一つ指標にしているのが導入経費で10万円程度、月額が10万円程度ということで導入経費と月額を下期の分足すのと、生成A Iは質問に対して回答してくるが、この字数によって料金体系が変わってくる。その部分のオプションというか、ゆとりを少し見た金額で補正予算をお願いしたところである。

○鈴木企画政策部長 一応30ライセンス用意して同時に30台のパソコンから接続アクセスできるということで、最低30人が同時に利用できるような形でやってみたいと考えている。最終的には必ず職員によるチェックが必要になるが、文書を起こすにも最初の書き出しをどうしようかというところで悩むので、皆様も悩ましいところがあるかと思うが、そういったところでうまく活用できればよいかと思っている。ただ、我々が使っていくには行政情報を覚えさせるという作業がどうしても出てしまうので、まずA I自体に学習させるという作業が一番手間かと思っている。そういったことをやりながら我々もこの試行導入期間の中でノウハウをためて、よりよい使い方を探っていきたいと考えている。

○三階委員 今内容がわかった。せっかくなので、トライではないが、議員への答弁といったことにもいろいろトライしていただければと思う。

○鈴木企画政策部長 先行導入している相模原市で昨年議会の答弁書をA Iにつくらせたそうである。ただ、6回手直しが必要だったと伺っている。先ほど申し上げたとおり行政の情報をまず覚えさせるというところが第一で、ご質問者が今まで同じテーマであればそれをやってきた議事録等を全て覚えさせるという作業もあったりするので、我々が意図するような内容にするにはまだまだ精度の部分で課題があるようであるが、できれば12月議会で少しチャレンジできればと思っているところである。

○小林委員長 ほかに質疑はあるか。

いちち委員。

○いちち委員 本当にど素人の質問であるが、生成A Iというものはわかりやすく言うと例えば画像などで情報を覚えさせるときに何を選ぶのが非常に大事で、例えばお城を覚えさせるときに日本のお城ばかり覚えさせたら、「お城」と入れたらもう日本のお城しか出てこないというようなことも聞いている。文書の場合、特に行政文書というのはまた独特なものであるし、例えば契約書的なものと今お話の答弁書とは全然違うと思う。これら

をサンプルというか学習させるものを選んで覚えさせるのにどのぐらいの手間がかかるのか、そのことを選択し覚えさせる、言ってみればその担当というか責任者はどちらになるのか。

○竹田情報政策課長 言われるとおりで、今、企画政策部長からあった過去の答弁の内容、もちろん内容についてはそういうことであるし、あとは文書の表現の仕方や文書の規程もあるので、そういったものをどのように覚えさせていくのかについて今手法を検討しているところであり、あとどういったやり方ではかの自治体は乗り越えてきたのかなども調査している。いずれにしても、今回想定しているものはL G W A N上にインターネットで使えるような、C h a t G P Tを前提にしているが、それを複製したものになる。したがって、インターネットで皆さんもしかしたらお使いになられているかもしれないが、あれと同等の内容を持った状態のものがエンジンとしてある。その中に多摩市のオリジナルというか独自の規定、ルール、計画といったものを入れ込んでいって、それによって回答内容が上手に出てくるかどうか、その作業をまず私たちも情報政策課で10月から11月ぐらいまでの間でいろいろトライしながらやってみたいと思っている。先ほどもお話があったとおりであるが、相模原市で6回直しがあったというように一発で答えが出てくるのを想定するものではなく、A Iとも対話をしながらふさわしい文書の形まで何度も何度も作り直しもするし、出来上がったものについてももう一度職員のチェックを必ず入れて、外に出せる説明に値するような内容になっているのかは必ず確認をするので、そういった意味で、出された成果については一定の水準に行けるかと思っている。その上でどれだけその手前を縮めていけるかというのは、やりながら考えていきたいと思っているので、見守っていただけたらと思う。

○いちち委員 さきほど伺った何を覚えさせるのかという選択の決定はどこが行うのか。それぞれの担当か。

○竹田情報政策課長 生成A Iを使うためのシステムの責任は情報政策課長という形で動かさせていただこうと思うので、文書の規定、様々な文書の体裁、形、契約書というか仕様書のあり方といったものについても、関係所管とも連携しながらであるが、私たちのほうの作業で取り入れて問題ない結果になるのかを何度も何度も確認して、その上で完成に近づけていきたいと考えている。

○鈴木企画政策部長 補足すると、基本的には情報政策課で管理するが、使っている部署によってそれぞれ固有

の課題・問題があるので、その部分の学習をさせるのは、基本的にはその所管課で責任を持って入れていただく。そのためにどういう情報を入れるのか、またどういう情報を入れてはいけないのかという試行のガイドラインを我々で決めて、そのルールに基づいて各部署が学習させるデータを入れ込むという流れで今考えている。

○いぢち委員 最初にこの予定のところを見たときに、ついこの間予算が通って10月からどんどん仮で運用していくというので、素人として間に合うのだろうかと思ったが、先ほどのご説明によると、言ってみればひな形的なものがあり、それにこれから多摩市としての教育をしていくといった作業になるので、これは別にそれほど超特急というか過密スケジュールで急いでやっていくようなものではないという理解でよろしいか。

○竹田情報政策課長 超特急というかできるだけ早く職員に使ってもらいたいという思いは持っている。サービスのほうもおおむね見えているというか幾つかの処理に限定されるところもあるので、導入自体もそれほど時間はかからないかと思っている。そういった意味で、内部の調整、ガイドラインの作成が同時に必要であるが、とにかくトライアルをしながら職員皆が使える状態に約半年の時間で持っていきたいと思っている。大体良いタイミングでいくかと思っているので、このスケジュールでいきたいと思っている。

○小林委員長 ほかに質疑はあるか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○小林委員長 質疑なしと認める。本件についてはこれで終わる。

次に、協議会事項8番、「協創」推進の取組みについて、市側の説明を求める。

○田島協創推進室長 それでは、協議会資料の8をご覧くださいと思う。昨年度3月議会において自治基本条例の改正をいただき、協創という考え方を自治基本条例に盛り込ませていただいた。本年度・令和6年度から本格的に運用開始しているので、その状況報告等を本日はさせていただきたいと思う。

資料の2ページ目、これはおさらいになるが、協創について、今回自治基本条例の第3条に盛り込ませていただいたが、図式化して簡単にご説明をさせていただきたいと思う。上のほうから、これまで参画・協働については自治基本条例を平成16年につくる以前から多摩市としては取り組んで進めてきた。こちらの参画というのは、市民の方が主語になるが、市民の方がまちづくりに参加

することを「参画」と言い、協働というのは、市民の方と行政、議会も含めてまちづくりに関わる主体がまちづくりを一緒に行っていくことを「協働」と言っている。こういった参画・協働について、多世代、多分野、いろいろな世代の方が参画できるように、またいろいろな分野で協働ができるようにということを目指しているのが協働である。こういったことを多摩市として引き続き進めていくことで、紫の部分、国が言っている多世代共生型のコミュニティ、市が言っている誰もがつながり合えるようなコミュニティ、様々なエリア、様々な分野でこういったコミュニティをつくっていく、こういったことが市内全域で広がっていくことで、ピンクの部分にある様々な担い手不足等の地域課題があるが、そういった課題解決につながっていくのではないかと、さらに新たなまちの魅力や地域の価値の創造につなげていくことについて「協創」という言い方をしている。この協創を実現していくために、一番下の青の網かけになっている部分、第28条でこちらを加えさせていただいたが、市の執行機関による必要な環境整備を、協創を実現するために行っていく、地域の中で協創を実現するための仕組みや仕掛けをつくっていく、これが市長以下、市の執行機関に課せられた課題となっている。

続いて、本日ご報告させていただきたいことをまとめたのが、次の3ページ目になる。時系列で左から、昨年第八期の自治推進委員会から答申をいただいて、今回自治基本条例を改正して「協創」という考え方を入れさせていただいたが、令和6年度から組織改正をして、私も協創推進室もつくらせていただいた。令和6年度の後半に向けて大きく本日は一番右にある①から⑤の5点についてご報告をさせていただきたいと思う。1点目が、これまで第七期、第八期の自治推進委員会を行ってきたが、今年度秋以降第九期の自治推進委員会を立ち上げていきたいと思っている。2点目が、黄色の部分、自治基本条例の施行20周年に本年度当たるので、そちらの周知についてである。3点目が、こちらの緑の部分である。これまで「モデルエリア」と言ってきたが、本格運用になったので「エリア」という言い方に変えているが、今のところの4つのエリアで取り組みを行っているので、そちらの内容が3番目。4点目が、先ほど申し上げた協創実現のための仕組みや仕掛け、そのうちの一つがこういった職員制度、人材育成を主として行っていく。それの一環として、この秋から協創サポーター制度というものを試行で行っていききたいと思っている。最後が、地方

自治法の改正等についてである。

では、順番に①自治推進委員会の関係が4ページ目になる。第八期の答申を受けて、今年度第九期の自治推進委員会を設置していきたいと思っている。委員の公募や選出を行っているところであるが、自治推進委員会は条例定数が6名になっており、学識経験者2名、市内全域を活動エリアとしている団体の推薦者が2名と公募市民2名になる。今はまだ学識経験者2名と団体推薦2名の4名の方については調整中である。公募市民については7月から8月にかけて募集を行い、2名を選考したところである。今後10月をめどに自治推進委員会第九期を立ち上げていきたいと思っている。任期は2年間になる。

次のページ、5ページ目、こちらは市民の皆さんへの周知等についてということでつくっているが、まずたま広報で特集面をいただいているので、4月1日号、7月5日号、8月5日号については先ほど申し上げた自治基本条例施行20周年にも当たるので1面をいただき、特に協創について周知させていただいた。今後についても、10月、1月、4月と行っていきたいと思う。その下、8月5日号の下に中央図書館で8月2日から9月1日のほぼ1か月間、特に協創に取り組んでいるということと、自治基本条例施行20周年ということで画像にもあるような展示をさせていただいたところである。今後については、右下にあるが、ここで協創にも取り組み始めたということと、自治基本条例施行20周年ということもあるので、今予定としては12月の中頃を予定しているが、この協創に関する（仮称）協創フォーラム・セミナーを行っていききたいと思っている。

続いて6ページ目になるが、先ほどの各エリア、4エリアで行っているが、そちらの取り組み状況である。一番上が東寺方小学区エリアであるが、この4つのエリアの中で申すと、令和2年度から始めていて、かなり進行しているところかと思っている。今年度から、そちらの取り組み進度のところにもあるが、これまで無作為抽出で2,000人弱の方にお呼びかけをしてエリアミーティング、地域のワークショップを行ってきた。今年度についてもこのエリアミーティングは年間3回行っていく予定で、今1回目が終わったところであるが、東寺方小学区エリアに関しては、エリアミーティングをこれまで4年間ほどやってきた中で幾つかのプロジェクト等も進行していて、既に地域の中で新たな活動をしている方もおられるので、今年度からエントリー層、初めてこういったエリアミーティングというワークショップに参加いただく方

と、既に何らかの地域の中で活動されている方のミーティング、これを「協創ミーティング」と言っているが、この二層に分けてエリアの中のミーティングを行っていくことにしている。関係性やつながりの中で中央大学のゼミ、また多摩大学附属聖ヶ丘高校の生徒さんにも参加をいただいて、特にここは聖蹟桜ヶ丘駅前にスターバックスコーヒーのオーパ店があるが、そちらと一緒にごみを拾いながらジョギングをするということで、次のページ、7ページ目にも幾つか画像を入れているが、そういった地元の企業さん等とも一緒に取り組みをしているところである。

次の諏訪中学区エリアについては、先日も行ったが、エリアミーティングを行っている。こちらが多摩大学と、地元に近いので多摩大学附属聖ヶ丘高校の生徒にも参加をいただいている。こちらはUR都市機構とイーレジリエンス株式会社という企業体とも一緒に組んでいて、10月5日に防災キャンプ等のイベントも今後行っていく予定である。

3つ目が青陵中学区エリア、こちら年間3回エリアミーティングやる予定で、1回目を行った。こちらは大妻女子大学のゼミと多摩大学と一緒にやっている。こちらはJ Sさん、あと社会福祉協議会、コミュニティセンターの運営協議会、こぶし館があるので、そちらと一緒に取り組んでいるところである。

最後が東愛宕中学区エリアである。こちらは地域の拠点コミュニティプレイスがあるので、そちらを中心に拠点として活動しているところであるが、あそこは中央大学のボランティアセンターと一緒に事業を行ったりしているので、ちょうど今週末の9月15日には子どもたちに向けた縁日を行う予定である。また、コミュニティネットワーク協会、東京都住宅供給公社さんとも一緒に取り組んでいるので、特にコミュニティネットワーク協会と誰でもカフェ、皆さんのいろいろな相談を受け付けるようなカフェも月に1回行っているところである。

共通して一番右の列に、成果と言えるもの、▲はどちらかという課題として入れているが、特にこれまで何年間か活動してきて、参加者の層をもっと広げていきたい。固定化しつつある層を、情報発信等をしてさらに拡大していく必要があるかと思っている。それが幾つかのエリアで共通の課題になっているので、来年度については若い世代にこういった活動を広げられるような情報発信、そういったツールの作成等に市としても取り組んでいきたいと思っている。

次に、7ページ目は、今申し上げたようなものを画像で幾つか出しているところである。

8ページ目、4点目は職員向けに取り組んでいるところであるが、こちらについては、まず8ページ目で幾つか挙げているが、職員向けの広報として協創通信というもの、これは庁内向けであるが、掲示板に毎月月末発行で協創に関する内容の通信を出している。その下、庁内報で「あゆみ」というものがあるがそちらでも、こちらは特に協創推進室から発信しているわけではないが、庁内の若手を中心とした編集委員会で協創というテーマを取り上げてもらっている。あと中段の研修としては、新任研修として、新入職員、新任管理職、新任係長向けに協創研修、自治基本条例についての研修を行っている。また、協創研修として、先月8月27日にファシリテーション研修を行った。特に今後、こういったコミュニケーション、ファシリテーションといった、いわゆる協創を推進していくために必要なスキル等について学ぶ機会を、こちら協創推進室としても人事課と協力して行っていきたいと思っている。その下にある協創サポーター制度を今年度から試行していききたいと思っているが、こちらについては、次のページ、9ページ以降をご覧いただきたいと思う。

9ページ目に、全体としてまだかっちりとした制度として固まっているわけでないが、協創に関する職員制度を来年度から本格運用したいと考えており、今年度から試行でやっている。協創スタッフというのは、この協創推進室、私どもの専任で協創を進めていくための職員を「協創スタッフ」という言い方をしているが、その下に、「協創サポーター」という言い方をしているが、若手職員を中心に、この協創を庁内全体に広げていくための研修制度として協創サポーター制度を設けていききたいと思っている。下の左のほうの列、想定される職務内容、支える、つなぐ、掘り起こす、これが協創の3つの柱であるが、下に書かれているようなこういった内容については、基本的にはこの「協創スタッフ」と言われている、私ども協創推進室の職員が担っていききたいと思っているが、右のほうの協創サポーター制度（若手職員）、特にこれは研修制度として入れていききたいと思っているが、地域のイベントや事業に参加・支援をしていく。積極的に地域に出ていくことで、その職員、特に基礎自治体市町村の職員として必要な能力、コミュニケーションやファシリテーションといったスキルアップ、能力育成を図っていききたいと思っている。

今年度については、公募で今職員に向けて募集をしているところである。あと、青は飛ばして一番下の紫、これについてはまだ調整中ではあるが、今後については、私もそうであるがもうすぐ役職定年を迎えるので、そういった役職定年を迎えた後、今まで地域に出る機会が多かった管理職を中心に、地域と関わってきたキャリアをこういった協創の実現に生かしていくような、私の中ではシニアサポーター制度と勝手に言っているが、このような協創スタッフ専任職員がいて、若手のサポーターがいて、さらにベテランのシニアサポーターがいるといった職員制度に今後していきたいと思っている。

その次のページ、今簡単に申し上げたが協創サポーター制度を今年度から試行で行っていききたいと思っている。令和6年度については、今公募をかけているが、令和5年度以前に入庁した、大体入庁10年目ぐらいまでの係長以下ぐらいの職員を今募集しているところで、今週末が期限であるが、そういった職員に協創推進室の事務仕事に入ってもらおうと、本来の業務も持ちながら、この協創推進室の事務にも当たってもらおう。これから年度後半の特に10月、11月、12月は秋のイベント等も多いので、そういったことで地域に出ていってもらおう。イベントや事業、私どもがやっているようなワークショップにも参加してもらおうという機会をできれば年間で半年間ぐらい、最大で4回ぐらい持ってもらおうようなことを考えている。また、その下、令和6年度の中段、こちらについては新任フォロー研修の一環として今年度入庁した職員を対象に、現場に出てもらうのは1日程度と考えているが、そういった新任フォロー研修の中にもこの協創サポーター制度を取り入れてもらおうと思っている。令和7年度から本格運用していききたいと思っているので、令和6年度に募集中の先ほどの事務仕事でやってもらった職員については、希望があれば事務仕事を継続してもらいたいと思っているし、令和6年度以降に入庁した職員については、中段、先ほど申し上げた今年度・初年度は新任フォロー研修で1回地域に出てもらうが、令和7年度・2年目には悉皆研修、全ての職員を対象に年4回サポーターとして出てもらい、希望があれば3年目事務仕事でやってもらう。そういったことで、令和6年度以降に入庁した職員については必ず1年目は1回、2年目は4回ぐらい地域に出てもらう機会を設けていききたいと思っている。こちらが協創サポーター制度である。

最後になるが、11ページ目、その他ということで、地方自治法の改正の関係である。こちらについては、タイ

トルにもあるが、これまで多摩市非営利団体等との協働に関する基本指針、これはNPO法ができたときにつくったものであるのかかなり古く、平成11年につくったものである。これまで大きく改定していなかったもので、今回協創という考え方を盛り込んだ改正をしていきたいと考えていた。ただ、ご案内のようにここで地方自治法が改正になり、一般質問でもご質問いただいたところであるが、下のほうに書いてある地域の多様な主体の連携及び協働の推進ということで、具体的には指定地域共同活動団体制度という新たな制度が地方自治法に盛り込まれ、これを多摩市も含めた市町村については取り入れるか取り入れないのかを判断し、取り入れる場合については条例で規定して具体的な団体の要件や活動してもらう内容等について条例で規定していくといった地方自治法改正がこの9月26日に施行になるので、こういったことを受けて多摩市としてもこういった新たな制度を活用していくかどうかという判断をしていく必要が出てきたので、先ほど冒頭申し上げた基本指針の改定についてはそれを踏まえた上での改定にしていきたいと思っているので、先ほど申し上げた第九期自治推進委員会でもご意見を伺いながら、また議会にもご報告をさせていただきながら、こういった新たな制度の活用は是非等について判断をした上で、この基本指針の改定をしていきたいと思っている。

○小林委員長 市側の説明は終わった。質疑はあるか。

いぢち委員。

○いぢち委員 協創サポーターというところで、公募職員による試行を令和6年度は行っているということであるが、この公募された職員の仕事内容というのは、協創について具体的にどのようなことを今しているのか。

○田島協創推進室長 こちらについては、先ほど申し上げたように今募集中である。全体としては20人程度を上限に、入庁10年ぐらいまでの職員を募集している。先ほど簡単にはご説明したが、目的としては、従前から申し上げているようにかなり、多摩市の常勤職員は800人程度いるが、実際市内在住者の割合は以前の数字であるが3割ぐらいで、ほかの7割は市外在住者が占めていることがわかっている。そういった中で、本来業務で地域に関わっている職員も一定程度いるが、若い職員中心に内部業務等に関わっている職員については地域の状況が業務を通じては理解しづらい。多摩市の状況について、市内地域に出たりする機会が業務上少ない職員が多くいるということがある。そういった中で、今回協創を進めて

いく上で、支える、つなぐ、掘り起こすというのを3本の柱にしているが、様々な地域の活動を行政職員としても支援していく立場でそういったものやっていきたいと思っているので、若い職員を中心に、具体的には地域に出てもらって、例えば秋のいろいろなイベント、先ほど私どもがやっていると申し上げたエリアミーティング等の地域の方を中心にやってもらっているワークショップの中にも入ってもらう機会を設けていく。そういった機会を通じて、実際の市民の方、地域の方と一緒に何か事業を行ったり、一緒にそういったワークショップに参加したりする機会を持ち、それがいろいろコミュニケーションを図ったり様々な参加意欲を促したりするようなファシリテーションという市町村職員として必要なスキルアップにつながるのではないかと考えているので、そういった機会を持ってもらうということが協創サポーター研修制度であると考えている。

○いぢち委員 協創という制度に今収れんされてきているので、過去例えば地域担当職員や地域委員会というようなことが言われていた時期もあったが、この協創サポーターというのは言ってみればその地域に張りついて地域担当職員のような動きをするものなのか。そうすると協創スタッフは専任となっているが、その関係性というかすみ分けはどうなるのか、それをまずお伺いする。

○田島協創推進室長 確かに以前は特に市長の公約にもあったので、地域委員会制度、地域委員会構想、また地域担当職員、第七期、第八期の自治推進委員会の中でもこういった内容について、特に仕組みや仕掛けについて協議し検討してきた。最終的にいただいた答申の中には、地域委員会、地域担当職員、わかりやすく言うと市内を10のコミュニティエリア単位に分けて、具体的にそのエリア担当の職員、そのエリアの中で様々な分野横断的な一定の組織体をつくるというのが地域委員会構想、地域担当職員という感じでイメージを持っていたが、そういった方向については今回取っていないので、ある程度のエリア分けは必要だと思うが、エリアの中だけで完結するようなものではなく、例えば先ほど申し上げたエリアの取り組みの中でも、エリア外の人たちにも入ってもらっているし、また市外の方にも入ってもらったりしているので、ある程度エリアは想定していくが、そのエリアの担当の職員、エリアの中で一つの大きな会議体・組織体をつくるという方向性を今多摩市は取っていないので、プラットフォームの作り方についても、協議会型という組織をつくるものと、多活動、いろいろな活動を

いろいろな主体とマッチングをさせて新たな取り組みをつくっていくという、どちらかというと多活動マッチング型のプラットフォームをつくっていくという方向性に途中からかじを切ったので、そういった地域担当職員、地域の委員会、地域のまちづくり協議会のようなものをつくっていく方向にはない。専任でそういった新しい、いろいろな市民の方が横のつながり縦のつながりをつくりながらいろいろな活動、新たな地域でやりたいことをやっていくようなことをお手伝いするのを本来業務として行っているのが私ども協創推進室の職員・協創スタッフになる。ただ、協創サポーターというのは、当然いろいろな部署に配属されている職員が、本来業務を行いながら例えば土曜や日曜、イベントやワークショップは土日に集中しているので、そういった土日に協創スタッフ、私ども協創推進室の職員と一緒に地域に出ていって何かそのイベントのお手伝いをする、ワークショップと一緒に参加するといったことをやっていこうと思っているのが協創サポーターである。今のところは二層、本来業務として協創を推進していく業務に当たっている者がスタッフで、本来業務は別にあり、土曜や日曜に本来業務に支障のない範囲で協創スタッフと一緒に地域に出る、それ自体が市町村の職員としてのスキルアップにつながると思っているので、そういったことをやっていきたいと思っているのが協創サポーターになる。

〇いぢち委員 今、資料の9ページ目を見ながら質問していたので、こちらの想定される職務内容のところを見ると、地域を支える、地域をつなぐ、地域の中で掘り起こすとなっているので、やはりここでその地域担当のようなものが色濃くあるのかという想像をしたわけであるが、必ずしもそうではないということが今わかった。そうすると協創サポーターは、協創サポーターの仕事を専任でやるというよりも、ほかの部署の各所管に所属していて、それが地域に出ていってこうした地域課題に対して支える、つなぐ、掘り起こすということをする、また、その地域の中でそういった動きとか仕事をして、それを例えば協創推進室にいるスタッフのところへ持ち帰って、そこで地域課題の解決に動くのか、スタッフとサポーターの関係というか、どのような働き方をこれからするのが何となくはわかるがどうしてもわかりにくいので、今しつこく伺っている。

〇田島協創推進室長 9ページの資料のつくりが確かにあまりよくないかと私も思っている。今いぢち委員から指摘された想定される職務内容、どちらかというと左の

列の下の方に書いてある部分についてはきちんと表記がされていないので、先ほど説明ではしたが、こちらの職務内容で書かれているような内容を行うのは協創スタッフ、私ども協創推進室の職員の役割と考えている。きちんとそういう表記がされていないので申しわけないが、したがって、地域に対してアドバイスの支えたり、コーディネートをしたり、プロデュースとして先ほど申し上げたようなエリアミーティングをすることによって新たな地域人材の掘り起こしをするというのは私どもの本来業務としてやっているの、こちらはどちらかというと協創推進室スタッフに求められる職務内容である。協創サポーターというのは、確かにこれだとスタッフとサポーターが並列に並んでいるので同義のように思えるが、サポーター研修制度、これは「サポーター研修」と入れたほうがよいのかもしれないが、サポーターとして本来業務であるスタッフを支えたり、スタッフと一緒に地域に入るということを研修として行っていくのが、この協創サポーター制度である。当然本来の業務、いろいろな課に属しているというところは変わらないので、半年間で4回ぐらい地域と一緒にいきたいと思っているが、基本的にはこの協創スタッフと言われている協創推進室の職員と一緒に出ていく。「協創サポーター制度」と言うのと新たな職務内容として位置づけているように聞こえるが、我々は研修制度として入れていきたい。そういうことと自体が職員個人のスキルアップにもつながるし、協創を底上げしていくという職員全体の意識向上につながっているの、それをやりたいということである。

〇いぢち委員 あともう一つ、同じページ内で、先ほどご説明がなかった地域内施設との連携のところである。そうするとここはサポーター制度の説明ではなく、地域内施設等配属職員と連携をしていくのは協創スタッフの仕事であるという理解でよろしいか。

〇田島協創推進室長 そうである。青の部分は先ほど説明を飛ばしたが、地域内施設、いろいろな地域施設と言われている地域にある施設の職員と連携をしていくのは、サポーターに求められるものではなく、スタッフである私たちに求められるものかと思っている。

〇小林委員長 ほかに質疑はあるか。

私から質問してもよろしいか。説明資料の11ページの右側に地方自治法の改正があり、矢印があつて「自治推進委員会」、ここで「協創」及び自治法改正内容の反映要否を審議」とある。それからもう一つ矢印があり「改正内容検討」となっている。これは地方自治法の今

年6月の改正の内容を受けて多摩市自治基本条例も改正するように見えるが、これはどのような状況になっているのか。

○田島協創推進室長 今、委員長から言っていたものほとんど中身は合っているが、「改正内容検討」という破線で囲まれている紫の部分については、これは自治基本条例を改正するというのではないと思っている。改正内容というのは、地方自治法で改正された内容について、特に先ほど申し上げた指定地域共同活動団体制度を市として採用するか否かについて検討するという内容を書いているものである。まだきちんと検討していないので断言できないが、場合によってはこういったものを盛り込んでいくということで、もしやるとすれば、自治基本条例を改正するかもしれないが、基本的には条例を仮につくったとしても自治基本条例とは別に指定地域協働活動団体制度のための条例を新設することになると思う。詳細はまだ全く検討されていないが、ここで言っている改正内容は、地方自治法を受けての検討ということである。

○小林委員長 地方自治法の改正内容については、今度9月議会も含めて一般質問等で何人かの議員が取り上げてきたところである。その下に内容が数行書かれているが、大規模な災害、感染症の蔓延、その他とあり、その他の中には有事というか戦争自体も含まれると解釈されていて、日本弁護士連合会がこれについてはいろいろ懸念を表明していると思う。今市で進めている地域協創、あるいは先ほどいち委員が質問されたが協創スタッフと協創サポーターという形で地域で自主的に行っている取り組みを市で支援するというので地域づくりをしていくということで、その方向でぜひやってもらいたいと思うが、この新しい地方自治法の改正の内容だと、逆に国が今やろうとしているようなことに地域を巻き込んで、大規模な災害、感染症の蔓延、その他の中に戦争自体も含まれるとすると、戦争に協力させるようなことが行われていくのではないかとということで非常に懸念を表明する方もいる。そうすると、今市が自主的な地域のことを支援していくというのはまた逆に、市のほうでいろいろ地域を縛っていくようなことにもなりかねないので、ここはぜひ気をつける必要があると言う方もおられる。その辺について、そのような心配はないということで協創推進室長の答弁をいただければと思う。

○田島協創推進室長 いただいたように今回の地方自治法改正には、DXを推進していくこと、補完的な指示権

が国に設けられたこと、私どもに関係する公共私連携の一つの取り組みの具体的な事例として指定地域共同活動団体制度が新設されたこと、大きくこの3つの柱がある。私どもコミュニティや自治を所管している協創推進室としては、3つ目の指定地域共同活動団体制度について直接関連があるので、こちらを採用するか否かの要否等については検討していきたいと思っている。今、委員長からいただいたようないわゆる補完的な指示権の関係については市全体を所管する企画政策部企画課で所管しているので直接私の所掌の範囲には入ってこないと思うが、コミュニティや自治にも大きく影響する部分があるかと思っているので、こちらの部分についても必要に応じて自治推進委員会等の意見を聞いて対応していきたいと思っている。

○小林委員長 ほかに質疑はあるか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○小林委員長 質疑なしと認める。本件についてはこれで終わる。

次に、協議会事項9番、刑法等一部改正法等の施行に伴う条例改正について、市側の説明を求める。

○藤浪総務部長 本件については、表題のとおり刑法等の一部を改正する法律等の改正及びその施行に伴い、本市の例規についても関連して今後改正が必要になることから、本日事前にご説明申し上げるものである。

詳細については、文書法制課長から説明させていただく。

○薄井文書法制課長 本件は、12月議会に提案予定の条例案の概要をあらかじめご説明申し上げるものである。タブレットの資料をご覧願う。

1、概要。既に総務部長から説明したとおり、刑法等の一部を改正する法律及び刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整理等に関する法律の施行に伴い、本市例規等の規定中「懲役」及び「禁錮」を「拘禁刑」に改める必要がある。

2、刑法等一部改正法等の主な内容。(1)懲役及び禁錮が廃止され、これらに代えて拘禁刑が創設される。(2)罰則の法定刑については、従前と同等となる。無期懲役及び無期禁錮は「無期拘禁刑」となり、有期懲役及び有期禁錮は長期及び短期を現行のものと同じくする「有期拘禁刑」となる。(3)施行日は令和7年6月1日である。

この法改正を踏まえ、3、改正が必要となる条例である。(1)多摩市職員の分限に関する手続及び効果に関する条例、(2)多摩市一般職の職員の給与に関する条例、(3)

多摩市表彰条例、(4)多摩市個人情報保護条例、(5)多摩市行政不服審査会条例、(6)多摩市議会個人情報保護条例。これらのうち(1)から(5)までの条例の改正については、市長が整理条例として上程する。(6)の条例の改正については、市議会から議案をご提出願う。

4、改正内容。「懲役」及び「禁錮」を「拘禁刑」に改め、所要の経過措置を定める。

5、条例提出のスケジュールである。令和6年8月から検察協議を行っている。本日、総務常任委員会協議会に報告、12月の定例市議会に改正条例案を上程する。令和7年6月に条例を施行する予定である。

○小林委員長 市側の説明は終わった。質疑はあるか。
(「なし」と呼ぶ者あり)

○小林委員長 質疑なしと認める。本件についてはこれで終わる。

次、それでは、協議会事項10番、戸籍に振り仮名を記録するための対応について、市側の説明を求める。

○機貝市民経済部長 協議会案件の10番から15番、計6件が市民経済部の案件となっている。

それぞれ担当する課長からご説明をさせていただくのでよろしく願います。

○松下市民課長 それでは、協議会10の資料をご覧くださいと思う。こちらは戸籍に振り仮名を記録するための対応についてということでご説明をさせていただく。

昨年6月に行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律等の一部を改正する法律の成立により戸籍法が改正され、令和5年改正法附則第1条第1項第3号に掲げる規定の施行の日、以下「第3号施行日」と呼ばせていただくが、以降、順次戸籍に氏名の振り仮名が記録されることとなった。

戸籍の振り仮名記録までの流れであるが、まず住民基本台帳ネットワークシステムに記載されている振り仮名を仮の振り仮名として戸籍の情報連携システムに送信・登録する。次に、通知であるが、第3号施行日時点の在籍者を対象に仮の振り仮名の通知書を作成・印刷し、発送する。3つ目として、仮の振り仮名登録後、登録されている仮の振り仮名と異なる届け出があった場合等で、仮の振り仮名の修正が必要になった際には、仮の振り仮名を更新または追加する。この届け出であるが、第3号施行日から1年を経過した日までの期間、振り仮名届け出により戸籍に振り仮名を記録する。最後に、振り仮名の市町村長記録ということで、第3号施行日から1年を経過した日までに振り仮名の届け出が実施されなかった

戸籍に対しては、市町村長が仮の振り仮名に基づいて氏名の振り仮名の記録を行うとされている。

発送予定件数であるが、令和6年8月1日現在、本市の本籍人口は10万3,287人、本籍数が4万2,401戸籍となっており、この本籍数の大体1.5掛けで想定し、約6万4,000通を発送する予定である。

この第3号施行日については、現在国で検討されており、令和7年5月下旬を今予定されているところである。

○小林委員長 市側の説明は終わった。質疑はあるか。
上杉委員。

○上杉委員 ナンバー5で、第3号施行日から1年を経過した後で届け出が実施されなかった戸籍に対しては、市区町村長が仮の振り仮名に基づき、氏名の振り仮名の記録を行うとあるが、1年たってから修正があった場合はどうなるのか。

○松下市民課長 1年後までに届け出がされなかった場合には、とりあえずその1年を経過した時点で市区町村長により職権で戸籍に記載がされる。その記載された戸籍の振り仮名が違うということであると、それを修正する際には家庭裁判所に申し立てを行っていただき、家庭裁判所で確定したものに基いて戸籍を修正するという流れになっている。

○上杉委員 もう一つ、在籍者に仮の振り仮名を振って、合っているかどうかを各家庭に送って確かめてもらうという手順があるが、例えばそこで、私は上杉と言うが、上杉という漢字に対して全然違うヤマダと書いて送り返したらどうなるのか。

○松下市民課長 現在国で示されているものであるが、記載できない振り仮名に例えばどういうものがあるかという、漢字の持つ意味と反対の意味の読み方、例えば「高」と書いて「ひくし」と読む等、読み違い、書き違いかどうか判然としない読み方、「太郎」と書いて「じろう」という振り仮名が振られる、「さぶろう」という振り仮名がされる、それから漢字の意味と読み方との関連性がおおよそまたは全く認めることができない読み方ということで「太郎」と書いて「ジョージマイケル」と読む等は認められないということで今国では示されている状況である。

○小林委員長 ほかに質疑はあるか。

いぢち委員。

○いぢち委員 これは戸籍に振り仮名を記録することで、最終的に調査を行って全戸籍に振り仮名を振ると、その作業はやはり市区町村単位で行われるのか。

○**松下市民課長** 通知書の印刷・発送、届け出を受理してから戸籍の登録は全て各市区町村で行う。

○**いぢち委員** ナンバー2のところでは、在籍者、多摩市なら多摩市を本籍とする方々に対して仮の振り仮名の通知書をつくり、印刷し、発送する。これは当然それが間違っていた場合のリターンを期待して、要するに正しい振り仮名を突き止めるための作業だと思うが、そうすると多摩市で言えば4万2,401の戸籍があるわけであるが、その方々にそういった説明の文書、送り返すための文書や封筒までを入れたワンセットで送られるものなのか。どういう形なのか。

○**松下市民課長** 今国から示されているものについては、圧着はがきで各筆頭者に通知を送ることになっている。

○**いぢち委員** そうすると、自分に振られた仮の振り仮名が間違っていた場合はどのように返送してそのことを伝えるのか。

○**松下市民課長** 今国から示されているのが、マイナポータルからの届け出、それから市町村の窓口での届け出という方法がある。

○**いぢち委員** そうすると、マイナナンバーカードを持っていない、あるいはおられるのかどうか、カードは持っているがマイナポータルに登録はしていない、使える状態にしていない方の場合は、各自治体の役所に行って、その窓口で訂正をしないとイケないということか。

○**松下市民課長** そのようになっている。本籍人以外の非本籍人の方についても今年の3月から広域交付等が始まっており、本籍地以外での届け出を認めているので、今回の振り仮名については、多摩市本籍以外の非本籍人の方も多摩市での届け出ができる形になっている。

○**いぢち委員** そうすると、繰り返しになるがマイナポータルを使えない状態の人の場合は窓口に行かなければいけないとすると、多摩市は土曜の開庁なども行っているが、そういう措置がない自治体では、ウイークデーの昼間、役所が開いている時間にその窓口に行かれない方に対して何か救済措置とか代替措置があるのか。

○**松下市民課長** マイナポータルあるいは市の窓口での届け出ということであるが、この届け出書についてはホームページ等でも掲載する予定であるので、どうしても日中市役所に来られないという方については、郵送での受け付けも想定している。

○**いぢち委員** 今度は全体のことにかかる費用について伺う。これは圧着はがきということであるが、それにしてもかなりの負担であり、また、このことに伴って発生

する業務もそれなりに大幅なものではないかと思う。これ施行日は来年5月であるので今どのぐらいまで情報が出てきているかであるが、この一連の対応については全部各市区町村、自治体の負担になるのか、それとも国から何らかの補助があるのか。

○**松下市民課長** こちらの振り仮名記載に対する対応であるが、まず今回通知を送らせていただいた本籍人あるいは非本籍人からの届け出は20%程度と想定すると、その件数だけでも全部で3万件近い届け出になるので、かなりの事務量が発生してくる。今年の3月から広域交付が始まっているが、この広域交付の対応に現行の体制でもかなり負担がかかっている中でこの振り仮名表記をしていくというところでは、現行の体制ではおそらくこの市区町村も対応できないというところで、そこを会計年度任用職員もしくは委託でということを各市今検討しているところである。多摩市においても、その部分についてどのように対応していくのかを検討しなければならなければいけない。その人的な部分と、あとシステム的な部分もあり、広域交付が始まってからやはり非本籍人の方も多く窓口に来られるということで、戸籍の情報連携システムが今目いっぱい稼働しており、台数的にも現状の台数ではかなり厳しい状況がある。そこに今回の振り仮名での届け出ということで、機器的にも補充をしなければいけない状況だろうということで、その人的な部分、機器的な部分、またその印刷代というところで相当な経費が今後見込まれるだろうということであるが、先月この振り仮名に対する国の説明会が開催され、今国が検討している補助の対象としては、振り仮名等の通知に関わる印刷費、通知に係る郵送費については国の補助の対象とする、人的な部分、機器的な部分については今補助対象外という見解が示されているので、状況としてはかなり厳しいというところである。

○**いぢち委員** 幸いというかまだ多少は先のことであるので、今後それこそ自治体のほうでまとまってそういったところは何かもう少し補助を出してもらえるようにという要望が必要ではないかと思う。もちろん印刷費、郵送費も大きい、人件費が相当かかりそうであるし、あと機器の補充ということもあったが、例えば戸籍の振り仮名振りのためだけに余分に調達しなければならないとすると、終わってしまえばもしかしてそれは必要ないということであればレンタルのような制度、とにかく今のところどのぐらいのお金がかかるかまだ皆さんも詳しくは出しておられないかもしれないが、そういったと

ころを想定して、必要とあらば国にはっきり要望を出していくべきではないかと思うが、そういったことで何かお考えはあるのか。

○松下市民課長 今回の説明会を受けて、法務局で各種意見調査が行われている。多摩市においても、今回国から示された補助内容だけでは市の持ち出しになるので、各区市町村かなり厳しいというような意見を出させていただいた。ただ、それが本省に行くかどうかは不明な点があるので、委員が言われたように26市での連携といったことをしながら、必要であれば要望等を上げていきたいと考えている。

○磯貝市民経済部長 今、市民課長からも話があったが、戸籍の広域交付が始まった段階でも、多摩市の場合本籍人口は10万人ほどであるが、住民票で多摩市に来られるのは15万人弱おられる中で、実際には振り仮名に関しても多摩市に本籍を置いてない方がたくさんここに届けに来られる可能性は大いにあるかと思っている。今回の事務的な量にしても、金銭的なところにしても、今の通常体制では非常に厳しいかと思う。また、国が示している補助内容では、郵便料と印刷代は全体から見れば本当にごく僅かだと認識しているので、今事務レベルのところでは既に声を上げているが、いろいろな機会を捉えて要望等を上げていかなければいけないと考えている。

○小林委員長 ほかに質疑はあるか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○小林委員長 質疑なしと認める。本件についてはこれで終わる。

次に、協議会事項11、(仮称)多摩市産業振興マスタープランの策定に係る部会開催状況及び今後のスケジュール等について、市側の説明を求める。

○麻生経済観光課長 それでは、協議会資料の11をご覧願う。現在市では、(仮称)多摩市産業振興マスタープランの策定を進めているところである。プランの策定期間については、前回6月の本委員会でもご説明したとおり、令和7年、2025年の2月を予定しているところである。

今回ご報告申し上げたいのは項目の4番、部会の検討状況と、5番、今後の予定についてである。

まず4番、部会の検討状況についてご説明する。先般6月の本常任委員会では、3つの部会を設置したというところまでご説明をさせていただいた。その後3つの部会それぞれに3回ずつ会議を開催させていただき、この9月に第5回を行う段階まで来たところである。それぞ

れ3回の部会が完了した。

5番、今後の予定であるが、本年9月、今月であるが第5回の部会を行い、10月25日、第6回部会を開催する予定になっている。その段階で部会の意見等をまとめ、推進会議のメンバーに対して、部会のメンバーがこういったことを考えたということで発表していただく会議にする予定である。それが成果発表会というところである。これを受けて11月に推進会議の中でも素案をまとめ、また本市の経営会議に素案をかけさせていただき、決定をさせていただきたいと考えている。その後、12月から1月にかけてパブリックコメント、オープンハウスによる市民意見の聴取を行い、令和7年1月に市の考え等を推進会議にかけて、再度案として提出させていただく。その後市の計画としても経営会議等で決定をしていただき、2月に最終的な決定ということを考えている。実施の時期については来年4月からと考えているが、今後部会のまとめの状況によっては会議の回数をもう1回ふやすことも考えられると思う。そのスケジュールについては若干前後する可能性あるが、今現在は予定どおり進んでいる状況である。

○小林委員長 市側の説明は終わった。質疑はあるか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○小林委員長 質疑なしと認める。本件についてはこれで終わる。

次に、協議会事項12番、多摩センターわくわくプロジェクト進捗報告について市側の説明を求める。

○加藤商業・観光担当課長 協議会資料12番で2つ入れさせていただいている。そちらを使ってご説明をさせていただく。

本件については、まちづかいを起点としたまちづくりにつなげていくということで取り組んでいる多摩センターわくわくプロジェクトについての定例的なご報告となっている。本日については、6月議会以降の動きと今後の予定についてご報告をさせていただく。

まず2、令和6年度の取り組みについてのご報告になる。大きく4点、空間のつかい方、多摩ラボ活動、公園の使い方、遊歩道の安全な通行のあり方についてご報告をさせていただく。

まず空間の使い方についてである。昨年度はイベントと併せて社会実験を行ってきた。本日ご用意させていただいているもう一つの資料、(資料)と入っている、「まちづかいからまちづくりへ」という資料をお開き願う。こちらについては、昨年度のまちづかいの報告書で

ある。まちづかいに取り組んでいく中で声が上がってきたこと、実際に社会実験としてやってみて有効だと考えられるところ、そういったことをもとに、パルテノン大通り、ハローキティストリート、パルテノン多摩、多摩中央公園、こちらの4か所で、イメージをまとめたものということである。

少し飛んで18分の4ページにお移りいただいてよろしいか。こちらではパルテノン大通りについてのイメージを入れさせていただいている。こちらのパルテノン大通りは広大な空間であるが、滞留するところや、通る場所であって何かやってみることができるスペースが今なかなかないところもあるので、絵にあるとおり植栽帯といったところを活用していくというイメージである。

続いて、またもう一つ飛んでいただいて18分の6ページに移っていただいて、今度はハローキティストリートである。こちらはその世界観を盛り上げるよう商業施設に緑をあしらうなど統一感を持たせたイメージ、こういったところができるとういのではないかとといったようなご意見があったのを絵にさせていただいているところである。

続いて、また飛んでいただいて18分の10ページをお開き願う。パルテノン多摩である。こちらは大階段が印象として非常に特徴的なところであるが、こちらを活用して楽しめる場をつくっていくのはいかがかといったようなイメージである。

また飛んでいただいて18分の12ページ、今度は多摩中央公園（多摩中央図書館）のところになるが、こちらは図書館の外ににじみ出すようなイメージ、こういったところでの使い方などができるとよいのではないかとのご意見を絵にさせていただいているものである。これらについては、あくまでイメージである。市民や事業者などと共有しながら、どのようなまちにしていきたいかといった対話などで活用していくものになっていくかと考えている。また、今年度は多摩センターのビジョンをまとめていくところになるが、こういったまちづかいから出てきたイメージなども盛り込んでいくことを考えているところである。

また少し飛んでいただいて18分の14ページを今度お開きいただいてよろしいか。こちらについては、昨年度の社会実験はイベントのある日に実施してきたところであるが、日常でのにぎわいづくりも重要であると考えている。そういったところがこちらの表の中に見えるような形になっているところである。

では、最初にご説明をさせていただいていた資料にお戻り願う。こちらを踏まえて、今年度については日常的ににぎわいを創出するために必要なことを検討するために社会実験を9月に2回実施させていただく。まずこのページに入っているのは9月22日に行うもので、こちらは日曜日になるが、今年の3月の社会実験でも活用したパルテノン大通りにある植栽ますを使って市民などの複数の主体者がフェス、屋台式の出店といったところをやってみるものになっている。

続いて次のページに行っていただいて、日程は前後するが、19日、来週であるが、プロ野球のナイターのバブルックビューイングをパルテノン大通りの十字路南侧、ココリア多摩センターに映し出して実施するところである。ココリア多摩センターの外で植栽ますなどから見られるようにして、民間と連携しながら夜間のにぎわい創出について実験するものである。この社会実験の期間には植栽ますに滞留できるような空間などをつくって、課題になっている滞留についても検証していく。

続いて(2)多摩ラボ活動についてである。拠点として使ってきたパルテノン多摩の5階のスペースについては9月末で閉鎖していくところである。活動の中でつながった主体者、今後多摩センターで何かしていきたいといった主体者が相談できる先ということで、クリエイティブキャンパス企画室などで受け入れてもらえるよう、ニーズを確認し、意見交換を行っている。まちづかいにここまで取り組んできているものが途切れないようにしていきたいと考えている。

続いて公園の使い方である。7月に多摩中央公園や書店などと連携した「多摩センター本のまち祭り」を行い、多摩中央公園から多摩センターエリアににじみ出す好事例になったかと考えている。多摩センターで例年行われている、来月にあるが「ハロウィン in 多摩センター」で、大池前テラスや子どもテラスといったところも活用し、より広く面としてのにぎわいづくりに取り組んでいくことを予定している。また、先ほど少し触れたクリエイティブキャンパス企画室であるが、多摩センターの施設や団体が連携するために主体者が集うエリアでの人材掘り起こしなどを行っていくところである。

次のページにお移りいただいて、遊歩道の安全な通行のあり方についてである。まずは本年3月に行ったレンガ坂での社会実験についてのご報告になる。こちらの資料にある自転車の通行ゾーンの促しについては、路面に自転車のナビマークや矢印の表示を行い、自転車や歩行

者の通行状況を調査し、図にあるゾーン③、④、濃いピンク色と薄いピンク色の割合が増加していることから、路面標示の効果が一定程度見られたと判断している。なお、歩行者に対する誘導はこの際行っていない。歩行者の通行割合に特に変化はなかった。

続いて自転車の通行量についてである。資料の中心に円グラフでお示ししているが、左側の円グラフが路面標示のない状況で、右側が路面表示後の状況である。共に平日の月曜日で比較しているが、両日とも全体の通行量に大きな変化はないもの、道路中央であるゾーン③④の通行量が1割程度増加していることがわかる。歩行者の通行量についても下段のとおり調査したところであるが、大きな変化はない状況である。

次に、レンガ坂の暫定整備の方針についている。今ご報告させていただいた社会実験で路面標示の有効性が一定程度あったと捉えているので、社会実験で行った内容で整備を行いたいと考えている。一方で、来年多摩中央公園がオープンした後で人流が変化する、動き方が変わってくることが想定されるところもあるので、このたびは暫定整備ということできたいと考えている。整備と併せて歩行者や自転車の通行位置の定着化を目指しながら、通行マナーの啓発にも努めていきたいと考えている。

こちらの暫定整備に向けては、11月9日、土曜日になるが、3月の社会実験の結果の報告と暫定整備の方針について説明会を実施していく予定である。暫定整備の告知については、説明会のほか、たま広報、市公式ホームページ、周知看板などでお知らせをさせていただく。

次のページにお移りいただいて、「（仮称）多摩センター駅周辺のビジョン」策定に向けた今後の予定についてのご報告である。東京都で策定している「（仮称）多摩ニュータウンの新たな再生方針」などの内容を踏まえたものとして進めてきている。しかしながら、東京都が新たな取り組みとして「多摩センター駅周辺再整備方針（案）」の検討を進めており、その中では企業を含めた会議が予定されているところである、これらの動きから東京都との連携が必要となることが見込まれ、それを踏まえた現時点での今後の予定は表のとおりである。

多摩センターわくわくプロジェクトの進捗と（仮称）多摩センター駅周辺のビジョンの今後の予定についてのご報告は以上となる。

○小林委員長 市側の説明は終わった。質疑はあるか。

いちち委員。

○いちち委員 大枠のところを伺いたいと思う。これま

で多摩センター地域の活性化や再開発ということではいろいろな理念や計画が出されてきていて、その中でクリエイティブキャンパス企画室のことも触れられているが、例えば今はまだ完成していないが多摩中央公園ともう出来上がっているパルテノン多摩と多摩市立中央図書館でクリエイティブキャンパス構想というものがある。また、この多摩センターわくわくプロジェクトということで「まちづかい」という概念も出されている。そして3番目に多摩センター駅周辺のまちのビジョン策定、これがまたあの辺の活性化や経済的なことにつながるのかと思っていたら、今度は東京都から多摩センター駅周辺再整備方針が出てくる。いろいろなものが重なっていて、もちろんそれぞれにやるべき内容、様々な存在理由があるのだと思うが、これらはある意味一体化して進められるものなのか、頭の整理がだんだんつかなくなってきたのが実情である。ただ、このいただいた資料を見ても、例えば経済観光課と都市計画課、道路交通課、公園緑地課も入っていて、図書館という意味では教育部のほうがないが、あの地域をある意味複合的な多摩市全体のまちづかい、まちおこし、活性化につなげるものとしては把握をしている。この様々で多彩なプロジェクトや計画が一体今どのように整理され、位置づけられているのかをわかりやすくご説明いただければと思う。

○加藤商業・観光担当課長 委員から今までの動きを含めてお話をいただいたところかと思っている。市としての動きとすると、パルテノン多摩の改修のところでも面として多摩センターを捉えて活性化をというところもあった。そういったところから今の動きはスタートしているところである。ハードの整備もそうであるし、そこところでハードを造るだけではなく、ソフトの実際のまちづかいといったところで使っていく主体者、企業、そこが多摩センターは広大なフィールドになっている、ペDESTRIANデッキもあるし、公園もできる、パルテノン多摩もあり、多摩市立中央図書館もあり、いろいろな色のものが入っているところである。そういったところが連携しながらまちの価値を高めていくことに向けて進めてきているところである。今回の資料は、中心になっている経済観光課、都市計画課、道路交通課、公園緑地課の名前で出させていただいているところであるが、この動きについては図書館やパルテノン多摩を所管している文化・生涯学習推進課、こどもひろばOLIVEがあるので子ども青少年部とも共有しながら進めてきているところである。その中で東京都の動きが少し出てきている

ようなところがある。そちらについて今のところつぶさに何をどういったところまではなかなか伝わってこないで、そちらとはお話ししながら、多摩市として進めてきているものとそごがないような形で進められればということで、向かっている方向とすると、今申し上げたような形で進めているところである。

○いぢち委員 あと1点伺います。今建設中の京王プラザホテルの跡、ここは1階が商業施設で上はマンションと聞いている。ただ、ああいう立地であるので、あそこの十字路の活性化には大きな役割が見込まれるのではないかと思う。一方、クロスガーデン多摩であるが、あそこに関しては時限が決まっているというか、そこで市が主導権を握って何かするというのは難しいのかもしれないが、クロスガーデン多摩が役割を終えた後、あの場所はどのように活用すべきなのか、そういったところまで含めて今後の多摩センター地域の活性化を長期的、また多面的な視点で考えてほしいと、こちらは欲張って思ってしまう。一方で、ホテルがなくなったなどということでも市民の中では多摩センター地域の今後に関する不安ということも聞いているので、今思いつく限りのことを言ってしまったが、この多摩センター地域の活性化、わくわくプロジェクトというところで、今後どのような視点、広がりを持って活性化を進めていくおつもりなのか、今の時点でお話しただけことがあれば伺いたい。

○加藤商業・観光担当課長 多摩センターは非常に広大なところがある。まず市とすると、市で管理している部分、公共施設もそうであるしペDESTリアンデッキもそうであるが、そういったところをどういう形にしていくのかをお見せしていく部分があるかと思っている。今お話のあったところについては、地権者さんがおられるところもある。そちらの方々もまちづくりのところではパートナーになってくるといったところもある。市として多摩センターはこういう形のこういうまちにしていきたいといったところをお示ししながら、そういった地権者等のステークホルダーと対話を重ねながら、価値の上がるようなまちにしていくことを目指していくというのが行政としての役割かと考えている。

○松本都市計画課長 多摩センター駅周辺についてのビジョン・方針について今検討を進めているところであるが、その中には駅前のバスロータリーのあり方、ペDESTリアンデッキの今後の維持補修をどのように進めていくのが課題になっているので、そういうことを示しているところもあるし、また多摩センター駅周辺の住許容

の考え方も今後のまちづくりの中では結構大きく影響してくるかと考えているので、そういったところなども盛り込んでいきたいと考えている。東京都の多摩ニュータウンの新たな再生方針で東京都が取り組んでいくとお話しされているところと多摩市の方向性がうまく合うような形のすり合わせをこれからしていくという段階であるので、また状況に動きがあったらご報告をさせていただきたいと考えている。

○小林委員長 ほかに質疑はあるか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○小林委員長 質疑なしと認める。本件についてはこれで終わる。

次に、協議会事項13番、(仮称)多摩市観光まちづくり基本方針の策定期限の延期について、市側の説明を求める。

○加藤商業・観光担当課長 では協議会資料の13番をお開き願う。(仮称)多摩市観光まちづくり基本方針の策定期限の延期についてである。こちらの方針については、令和6年度末、今年度末の策定を目指して進めてきたところであったが、必要な検討事項が多く残されていることから、令和7年度末に延期することについてご報告するものである。

1、これまでの経過についてである。基本方針の策定は、多摩市観光まちづくり交流協議会からいただいた提言を受けて検討を開始したところである。コロナ禍で検討が進まず、昨年度から再開して検討を進めてきているところである。昨年度は主に情報収集を行ったところである。

次のページにお移り願う。情報収集を行う中で検討が必要な事項が2点ほど出てきた。1点は観光協会に関してである。こちらは本市の観光の特性を踏まえ、観光協会の必要性について検討し、その上で設立が必要な場合には、その役割・機能等について検討することとなる。さらに情報収集等を行うなど時間を要することがわかったこともある。

2点目としては、先ほどご報告があった今年度中の策定を予定している多摩市産業振興マスタープランの内容の反映も必要であるということもある。

こういったところを踏まえ、今後のスケジュールについては4のとおりである。来年度末には策定をさせていただき、その間に取り組み状況のご報告などもさせていただきながら進めていきたいと考えている。本件のご報告は以上である。

○小林委員長 市側の説明は終わった。質疑はあるか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○小林委員長 質疑なしと認める。本件についてはこれで終わる。

次に、協議会事項14番、「多摩市食プロジェクト」進捗状況について、市側の説明を求める。

○加藤商業・観光担当課長 では、協議会資料の14番をお開き願う。「多摩市食プロジェクト」進捗状況についてである。多摩市の観光まちづくり交流協議会では、市内観光で特色のある食が必要ということから「多摩市食プロジェクト」を立ち上げ、昨年度から取り組んでいるところである。東京2020大会で多摩市はアイスランドのホストタウンとなった。毎年アイスランドウィークということで取り組んでおり、ほかの自治体にはない取り組みということから、協議会ではアイスランド風の食で魅力づくりをしていくことに取り組んでいるところである。

現在の進捗状況についてのご報告である。本年6月のアイスランドウィークで例年の多摩センターに加えて今年は聖蹟桜ヶ丘でも実施し、2か所で食プロジェクトを実施しているところである。メニューの多くが完売し、参加した飲食店、イベントに参加された方々からの評判も良く、規模の拡大を要望する声があった。今年度はこの後鉄道会社主催の市外のイベントに出店し、多摩市の取り組みをPRしたいと考えている。

今後についてであるが、多摩市観光まちづくり交流協議会を含む市内6団体でアイスランド風メニューを活用した市内飲食店活性化企画を東京観光財団が実施する事業に申請し、採択された。本助成事業を活用してさらに進めていくところである。

また詳細をお伝えできるところでお伝えさせていただきながら進めさせていただければということである。本件のご報告は以上である。

○小林委員長 市側の説明は終わった。質疑はあるか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○小林委員長 質疑なしと認める。本件についてはこれで終わる。

次に、協議会事項15番、ロケーション撮影に係る使用料免除について、市側の説明を求める。

○加藤商業・観光担当課長 本件については、令和6年10月1日、来月からシティセールスに一定の効果が見込める公共施設でのロケーションについて、商業・観光担当課長が決定し、当該決定をもとに施設所管課が公共施設使用料を免除することとしたことについてご報告する

ものである。

経済観光課では、フィルムコミッション事業を通じて市内公園などの撮影場所が映画やドラマなどで放映されることでまちの魅力として広く発信され、訪れるファンや市民に親しみを感じさせる観光スポットになることを目的に取り組んでいるところである。

3番であるが、取り組んでいる中で課題がある。そちらとしては、1点は、次のページの別表1にあるとおり、近隣と比べて撮影期間が長期に及ぶほど使用料が高額となるところがあり、類似した場所がある際には多摩市が敬遠される傾向にあること、もう一つは、作品の二次利用について承諾を得るのが難しく支援後の活用が制限される、そういった2点が課題かということと捉えている。

ページをお戻りいただいて4番のところである。ロケ使用料は原則有料ということは変更せずに、経済波及効果や市の認知度向上に資するロケについては運用上免除することで呼び込みを図るということである。現在想定しているのは年間三、四件程度を考えている。

続いて5番の今後の運用については、四角囲みの要件に該当するロケについて、内規で定めて公共施設使用料を免除するものである。1点目は、当該作品の経済波及効果が100万円を超える見込みであること。また2ページ、次のページに移っていただければと思うが、参考2にあるとおり、ロケ隊の1日当たりの市内での消費額に国土交通省でお示ししている乗数を乗じてロケ隊の規模によって算出して測っていくというものである。

また元のページにお戻りいただいて、2点目は、作品の象徴的な場面など主要な撮影を市内で行い、多くの方に多摩市で撮影されたことが認知される見込みであること、クレジットへの掲載を必須としながら一見しただけで多摩市だとわかるような場所でのロケなどを対象として考えている。3点目としては、多摩市のシティセールスに協力できることということで、市内外へアピールできるようチラシ・ポスター・ロケ撮影時の写真などの二次利用ができるものが対象となる。こちらの3点のいずれかの要件を満たすものについて使用料を免除していくということで考えている。こちらについては、関連する公園緑地課、スポーツ振興課、行政管理課、秘書広報課、文化・生涯学習推進課、パルテノン多摩、多摩ロケーションサービスといったところと調整してきて、同意を得ているところである。こちらをもとにシティセールスに資するロケの呼び込みができるよう取り組んでいきたいと考えている。本件の説明は以上である。

○小林委員長 市側の説明は終わった。質疑はあるか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○小林委員長 質疑なしと認める。本件についてはこれで終わる。

○飯島議会事務局長 先ほど協議会 9 の刑法等一部改正法等の施行に伴う条例改正についてのところで文書法制課から説明があったように、多摩市議会個人情報保護条例について改正の必要がある。こちらは私ども議会事務局で今準備をしており、今定例会中の代表者会議でご提案する方向で今調整をしているところであるので、併せてご報告をする。

○小林委員長 以上で協議会を終了する。

(協議会終了)

午後 3 時11分再開

○小林委員長 休憩前に引き続き会議を開く。

委員会を再開する。

以上で本日の日程は全て終了した。

これをもって総務常任委員会を閉会する。

午後 3 時11分閉会

多摩市議会委員会条例第28条第1項の

規定によりここに署名する。

総務常任委員長 小林 憲一